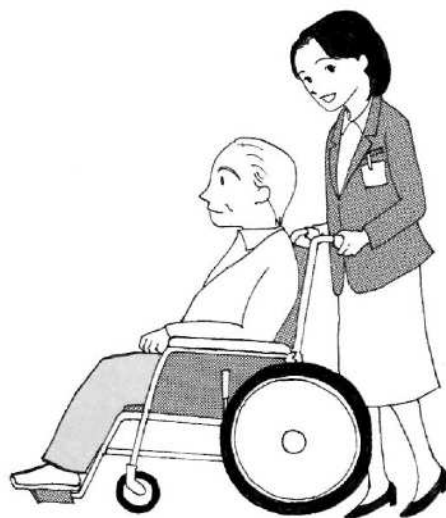
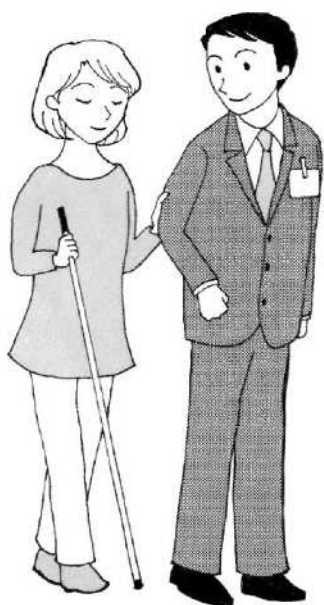


令和5年3月改訂版

障がい者のしおり

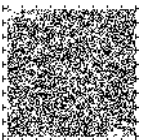
～身体・知的障害のある方へ～



おうめし
青梅市

Ome City





障がい者のしおりの御利用にあたって

このしおりは、身体障害者手帳および愛の手帳の交付を受けた方が受けられる主なサービスや利用方法を紹介したものです。

「もくじ」で必要なサービスを探し、内容に応じて、それぞれの窓口へお問い合わせください。

※各項目の内容は簡単に説明してあります。所得や年齢、障害程度などによって制限がある場合がありますので、詳しくはそれぞれの窓口へお問い合わせください。

また、手当、年金等各種サービスのなかには身体障害者手帳、愛の手帳の所持が要件となっていないものがありますので、詳しくはそれぞれの担当窓口にて御相談ください。

※記載内容は、令和5年3月1日現在を基本としています。

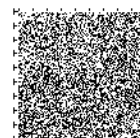
～青 梅 市～

郵便番号 198-8701

所在地 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

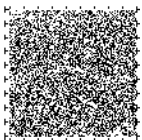
電話番号 0428-22-1111 (代)

FAX番号 0428-22-3508 (代)

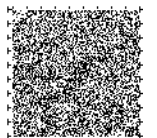


も く じ

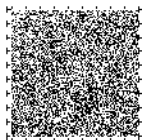
1. 障害者手帳について	1	自立支援医療(更生医療)	7
(1) 障害者手帳とは	1	自立支援医療(育成医療)	7
(2) 手帳に関する諸手続	1	自立支援医療(精神通院)	7
新規申請	1	小児精神障害者入院医療費助成	7
更新・再判定	1	難病等医療費助成制度	8
変更	2	特殊医療費等助成制度	8
紛失・汚損・破損	2	B型・C型ウイルス肝炎治療	
成人判定	2	医療費助成制度	8
2. 手当・年金	3	小児慢性特定疾病の医療費助成	8
(1) 手当	3	大気汚染医療費助成制度	9
心身障害者福祉手当	3	ひとり親家庭等の医療費の助成	9
特別障害者手当	3	後期高齢者医療制度	
障害児福祉手当	3	による医療費の給付	10
重度心身障害者手当	3	高額療養費制度	10
難病福祉手当	4	高額療養費の長期特定疾病制度	10
特別児童扶養手当	4	在宅重症心身障害児(者)訪問事業	10
児童育成手当(育成手当)	4	4. 補装具・日常生活用具	11
児童育成手当(障害手当)	4	(1) 補装具	11
児童扶養手当	4	補装具費	11
(2) 年金等	5	(2) 日常生活用具	11
障害基礎年金	5	5. 日常生活の援助(市事業)	16
障害厚生年金・障害共済年金	5	身体障害者等施術助成	16
障害手当金	5	訪問理美容サービス	16
特別障害給付金	5	紙おむつ等給付事業	16
心身障害者扶養共済	6	重度心身障害者(児)入浴サービス	16
3. 医療	7	重度心身障害者(児)	
心身障害者医療費助成(マル障)	7	訪問入浴サービス	16



福祉バスの運行	17	(4) 地域生活支援事業	22
自動車改造費の助成	17	地域活動支援センター	22
自動車教習費の助成	17	移動支援	22
遠距離入所施設		日中一時支援	22
訪問家族交通費の助成	17	(5) 障害児通所支援	22
重度脳性麻痺者介護人の派遣	18	児童発達支援	22
聴覚障害者		医療型児童発達支援	22
手話通訳者、要約筆記者派遣	18	放課後等デイサービス	22
心身障害者(児)緊急一時保護	18	居宅訪問型児童発達支援	22
「声の広報」「声の市議会だより」		保育所等訪問支援	22
利用申込	18	7. 住宅	23
寝具乾燥サービス	18	(1) 住宅設備改善費の給付	23
聴覚障害者用SOSカード	18	(2) 市営住宅・都営住宅等	23
ヘルプカード	18	市営住宅	23
中等度難聴児発達支援事業	19	都営住宅	23
ごみ袋の減免	19	8. 公共交通機関の優遇措置	25
粗大ごみ運び出しサービス	19	JR線、私鉄	25
下水道使用料の減免	19	都営交通(電車・バス・地下鉄 日暮里舎人ライナー)	25
車椅子の貸出	19	民営バス	25
6. 障害福祉サービス、地域生活支援事業		航空	26
および障害児通所支援	20	有料道路割引	26
(1) 障害福祉サービスとは	20	旅客船、フェリー	26
(2) 利用の仕方	20	タクシー	26
(3) 障害福祉サービス	20	駐車禁止規制の適用除外	27
訪問系サービス	20	別表	27
日中活動系サービス	21	9. 税の控除・減免	28
居住系サービス	21	所得税・住民税	28
相談支援事業	22		



住民税の非課税	28	12. 職業	35
相続税	28	青梅市障害者就労支援センター	35
贈与税の非課税	28	東京障害者職業能力開発校	35
利子等の非課税	28	重度身体障害者在宅パソコン講習	35
個人事業税の減免	28	あん摩・マッサージ・指圧師	
自動車税・軽自動車税の減免	29	はり師・きゅう師資格養成事業	35
10. 公共料金等の減免	30	製造たばこ小売販売業の許可	35
(1) 公共料金等	30	13. その他の福祉サービス	36
NHK放送受信料の減免	30	(1) 日常生活の支援(市事業以外)	36
都立公園等の無料入場	30	生活福祉資金の貸付	36
都立公園駐車場の無料利用	30	身体障害者補助犬の給付	37
都立文化施設の無料入場		家庭生活訓練事業	37
および駐車場の無料利用	30	盲青年等社会生活教室開催事業	37
海上公園等の無料入場	30	重度身体障害者等	
海上公園等駐車場の無料利用	31	救急通報システム事業	37
郵便料金の減額	31	自動車運転免許の無料教習	37
官製はがき		オストメイト社会適応訓練	37
(青い鳥ハガキ)の無料配布	31	(2) コミュニケーション支援	38
N T T無料番号案内		点字図書製作・貸出等	38
(ふれあい案内)	32	希望点字図書製作	38
携帯電話の割引サービス	32	声の図書製作・貸出等	38
映画の入場料金	32	希望声の図書製作	38
(2) 市内施設の無料利用	33	視覚障害者用図書	
11. 選挙	34	レファレンスサービス	38
郵便等投票	34	点字図書給付	
選挙公報音声版「選挙のお知らせ」	34	(日常生活用具等給付事業)	38
代理投票	34	点字・録音刊行物作成・配布	38
点字投票	34	広報東京都(点字版・テープ版)	38



都議会だより		ハローワーク青梅	43
(点字版・テープ版)	38	青梅市自立センター	44
点字広報・録音広報	38	15. 市内にある	
点字訪問指導	38	障害者(児)のための事業所	45
視覚障害者日常生活		16. 障害者に関するシンボルマーク	54
情報点訳等サービス	38		
点字による			
即時情報ネットワーク	39		
盲ろう者通訳介助者派遣	39		
読話講習会	39		
コミュニケーション機器の貸出	39		
要約筆記者の派遣	39		
中途失聴者・難聴者手話講習会	39		
字幕入ビデオテープ			
DVDの制作・貸出	39		
喉頭摘出者発声訓練	39		
吃音者発声訓練	39		
(3) 社会参加	40		
東京都障害者休養ホーム事業	40		
(4) その他	40		
障害者虐待防止事業	40		
14. 障害者のための市外・市内の公共機関	41		
東京都心身障害者福祉センター	41		
東京都立川児童相談所	41		
東京都西多摩保健所	42		
青梅市障がい者サポートセンター	42		
税に関する相談窓口	43		
青梅市障害者就労支援センター	43		



1. 障害者手帳について

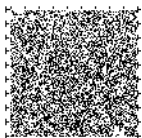
(1) 障害者手帳とは

心身に障害のある方(児童を含む。)が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。身体障害(児)には『身体障害者手帳』、知的障害者(児)には『愛の手帳』、そして精神障害者には『精神障害者保健福祉手帳』がそれぞれ交付されます。

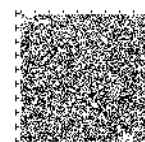
(2) 手帳に関する諸手続

各種手帳を交付された後の各種手続は、下表の「手続・窓口」欄の場所で手続を行なってください。なお、この手帳は、他人に譲渡または貸与できませんので御注意ください。また、各種手帳を返還される場合は、市役所 1 階 健康福祉部障がい者福祉課 11 番窓口までお越しください。

制 度	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳	手続・窓口
新規申請	①指定医による、所定の身体障害者診断書 (診断日が1年以内のもの) ②顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ③個人番号が確認できる書類・身元確認ができる書類	①顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ②健康保険証 ※母子手帳・診療情報提供書・診断書・お薬手帳等がある方はお持ちください。	①所定の診断書 (初診日から6ヶ月経過し、診断書の診断日が3ヶ月以内のもの) または障害年金証書等の写しと同意書 ②顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ③個人番号が確認できる書類・身元確認ができる書類	障がい者福祉課 * 身体障害者手帳 愛の手帳 認定サービス係 内線 2135・2136 * 精神障害者保健福祉手帳 相談支援係 内線 2133・2134
更新・再判定 (障害程度変更 障害等級変更 障害追加等)	①現在お持ちの身体障害者手帳 ②指定医による、所定の身体障害者診断書 (診断日が1年以内のもの) ③顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可)	①現在お持ちの愛の手帳 または療育手帳 ②顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ③健康保険証 ※母子手帳・診療情報提供書・診断書・お薬手帳等がある方はお持ちください。 ※3歳、6歳、12歳、18歳で再判定が必要となります。当該年齢になられた方は、直接児童相談所または東京都心身障害者福祉センターおよび心身障害者福祉センター多摩支所へお問い合わせください。	①現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳 ②所定の診断書 (初診日から6ヶ月経過し、診断書の診断日が3ヶ月以内のもの) または障害年金証書等の写しと同意書 ③顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ④個人番号が確認できる書類・身元確認ができる書類	* 愛の手帳 (18歳未満) 立川児童相談所 電話 042-523-1321 (18歳以上) 東京都心身障害者福祉センター 電話 03-3235-2946 FAX 03-3235-2968 東京都心身障害者福祉センター 多摩支所 電話 042-573-3311 FAX 042-576-5295



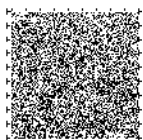
制 度	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳	手続・窓口
変 更 (転入、転居 氏名変更 住所変更等)	①現在お持ちの障害者手帳 ②個人番号が確認できる書類・身元確認ができる書類(愛の手帳を除く) ※転入の方で、療育手帳から愛の手帳へ切り替えの方につきましては、顔写真 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可)が必要 になります。			障がい者福祉課 *愛の手帳で他県 からの転入の方 (18歳未満) 立川児童相談所 電話 042-523-1321 (18歳以上) 東京都心身障害者 福祉センター 多摩支所 電話 042-573-3311 FAX 042-576-5295
紛失・汚損 破損	①顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ②現在お持ちの手帳(紛失の場合を除く。)			障がい者福祉課
成人判定 (18歳前に手帳 の交付を受け た方が18歳に なった場合)	①現在お持ちの愛の手帳 または療育手帳 ②顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、 1年以内に撮影したも の。スナップ写真可) ③健康保険証 ※母子手帳・診療情報提 供書・診断書・お薬手帳等 がある方はお持ちくださ い。			東京都心身障害者 福祉センター 電話 03-3235-2946 東京都心身障害者 福祉センター 多摩支所 電話 042-573-3311 FAX 042-567-5295



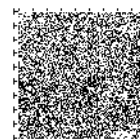
2. 手当・年金

(1) 手当

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続						
心身障害者 福祉手当	<p>(対象者) 次のいずれかの障害を有する方 ①身体障害者手帳1～4級 ②愛の手帳1～4度 ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症</p> <p>(給付の内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>1人月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 脳性麻痺または進行性筋萎縮症</td> <td>15,500円</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳3～4級 愛の手帳4度</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、対象者が20歳未満の場合は一律8,000円</p>	対象者	1人月額	身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 脳性麻痺または進行性筋萎縮症	15,500円	身体障害者手帳3～4級 愛の手帳4度	8,000円		<p>次の方は対象外となります。</p> <p>①施設に入所している方 ②難病福祉手当を受給している方 ③児童育成手当(障害手当)を受給している方 ④65歳以上の新規申請者 ⑤所得制限基準額を超える方</p>	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
対象者	1人月額									
身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 脳性麻痺または進行性筋萎縮症	15,500円									
身体障害者手帳3～4級 愛の手帳4度	8,000円									
特別障害者 手当	<p>重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方。</p> <p>①おおむね身体障害者手帳1～2級程度か、おおむね愛の手帳1～2度程度、もしくはそれらが重複している方。 ②またはこれらと同等の疾病、精神障害の方。</p> <p>※身体障害者手帳または愛の手帳を取得していなくても、具体的な疾病、外傷により心身に障害がある方は認定される場合があります</p>	1人 月額 27,980円	<p>次の方は対象外となります。</p> <p>①施設に入所している方 ②3か月を超えて長期入院している方 ③所得制限基準額を超える方 ④「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」に基づく介護手当を受給されている方は手当額の併給調整あり</p> <p>ただし、加齢に伴う心身機能の低下は、基本的に非認定となります。</p>	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132						
障害児福祉 手当	<p>重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方。</p> <p>①おおむね身体障害者手帳1級～2級程度と、愛の手帳1度～2度程度の児童。 ②またはこれらと同等の疾病、精神障害の児童。</p>	1人 月額 15,220円	<p>次の方は対象外となります。</p> <p>①施設に入所している方 ②障害年金を受給している方 ③所得制限基準額を超える方</p>	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132						
重度心身 障害者手当	<p>次のいずれかの障害を有する方</p> <p>①重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ②重度の知的障害であって、身体障害者手帳1～2級程度の身体障害を有する方 ③重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度の身体障害を有する方</p>	1人 月額 60,000円	<p>次の方は対象外となります。</p> <p>①施設に入所している方 ②3か月を超えて長期入院している方 ③65歳以上の方(新規申請者) ④所得制限基準額を超える方</p>	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132						



制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
難病福祉手当	青梅市が指定した疾病で都の医療費助成の認定を受けている方	1人 月額 6,000円	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している方 ②心身障害者福祉手当を受給している方 ③児童育成手当(障害手当)を受給している方 ④65歳以上の新規申請者 ⑤所得制限基準額を超える方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
特別児童扶養手当	次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を扶養している父・母または養育者 ①1級 ・身体障害者手帳おおむね1～2級程度 ・愛の手帳1～2度程度 ②2級 ・身体障害者手帳おおむね3級程度 ・愛の手帳おおむね3度程度(指定の診断書の提出が必要) ③上記の①～②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害、重複の障害のある方(指定の診断書の提出が必要)	1級(重度) 1人 月額 53,700円 2級(中度) 1人 月額 35,760円	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している方 ②児童の障害を支給事由とする公的年金を受給している方 ③所得制限基準額を超える方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
児童育成手当(育成手当)	父または母が重度の障害者(身体障害者手帳おおむね1～2級程度)である場合で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している保護者	1人 月額 13,500円	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している児童 ②所得制限基準額を超える方	こども育成課 手当・医療係 内線 2143・2144
児童育成手当(障害手当)	次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を扶養している父、母または養育者。 ①身体障害者手帳1～2級程度 ②愛の手帳1～3度程度 ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症 ④特別児童扶養手当を知的障害で受給中 ⑤特別児童扶養手当1級を身体障害で受給中(ただし身体障害者障害程度等級表2級以上の範囲内)	1人 月額 15,500円	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している児童 ②所得制限基準額を超える方	こども育成課 手当・医療係 内線 2143・2144
児童扶養手当	父または母が重度の障害者(身体障害者手帳おおむね1～2級程度)である場合で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童が政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満)を扶養している保護者。	所得に応じて 第1子 月額 44,140～ 10,410円 第2子 月額 10,420～ 5,210円 第3子以降 月額 6,250～ 3,130円	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している児童 ②里親に委託されている児童 所得等により制限があります。	こども育成課 手当・医療係 内線 2143・2144



(2) 年金等

制 度	対 象 者	窓 口 ・ 手 続 き
障害基礎年金	<p>○初診日が国民年金加入中である方、または年金制度に加入していない60歳以上65歳未満で日本に住んでいる期間にある方、かつ次の要件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害認定日に障害の状態が障害等級の1級、2級に該当する状態か、または障害認定日に該当しなかったが、その後状態が悪化し該当する状態になったとき（65歳誕生日の前々日までに請求） ・初診日前の加入すべき期間（初診日の月の前々月までの期間）の3分の2以上保険料が納付（または免除）されていること、または直近1年間に未納がないこと 	<p>保険年金課国民年金係 内線 2112・2113</p> <p>（第3号被保険者期間に初診日のある方） 年金事務所</p>
	<p>○初診日が20歳前にある方で、次の要件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害認定日または20歳に達したときに障害の状態が障害等級の1級、2級に該当する状態か、または障害認定日に該当しなかったが、その後状態が悪化し該当する状態になったとき（65歳誕生日の前々日までに請求） ・本人の所得が基準を満たしている方 	
障害厚生年金 障害共済年金	<p>○初診日が厚生年金（共済年金）加入中である方、かつ次の要件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害認定日の障害の状態が障害等級の1～3級に該当する状態、または障害認定日に該当しなかったが、その後状態が悪化し該当する状態になったとき（65歳誕生日の前々日までに請求） ・初診日前の加入すべき期間（初診日の月の前々月までの期間）の3分の2以上保険料が納付（または免除）されていること、または直近1年間に未納がないこと <p>※障害厚生（共済）年金1級または2級に該当した場合は、障害厚生（共済）年金のほかに障害基礎年金も支給されます。</p>	<p>（厚生年金加入者） 年金事務所</p> <p>（共済年金加入者） 各共済組合</p>
障害手当金	<p>○初診日が厚生年金（共済年金）加入中である方、かつ次の要件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の原因となった病気・けがが、初診日から5年以内に治り（症状が固定）その治った日に障害厚生年金を受けるよりも軽い障害の状態であって、障害の程度が基準を満たしていること ・保険料の納付要件を満たしていること <p>※厚生年金以外の制度に加入中の傷病は、該当になりません。</p>	年金事務所
特別障害 給付金	<p>次の要件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生（昼間部）、または昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた被用者等の配偶者 ・任意加入していなかった期間内に初診日がある方。 ・現在、障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態にある方 <p>※ただし、65歳に到達する日の前日までにその障害の状態に該当された方に限られます。</p> <p>※障害基礎年金や障害厚生年金（障害共済年金）などを受給することができる方は対象になりません。</p>	<p>保険年金課国民年金係 内線 2112・2113</p>

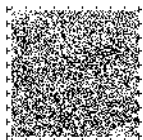
【用語の説明】

初診日…障害の原因となった病気・けがについて、初めて医師等の診療を受けた日

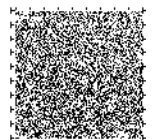
障害認定日…障害状態を定める日のことで、初診日から1年6か月を過ぎた日または症状が固定した日

<青梅年金事務所> 青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階 電話 0428-30-3410 (代表)

FAX 0428-31-2359

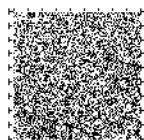


制 度	対 象 者	制度の内容等	窓口・手続
心身障害者 扶養共済	<p>次の保護者および障害者の要件を満たしている方</p> <p>※保護者が加入者になります。</p> <p>(保護者)</p> <p>①次のすべての要件を満たしている方</p> <p>ア 障害者の保護者である。</p> <p>イ 東京都内に住所がある。</p> <p>ウ 加入年度の初日(4月1日)の年齢が65歳未満である。</p> <p>エ 特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態である。</p> <p>(障害者)</p> <p>①次のいずれかの障害を有している方</p> <p>ア 知的障害</p> <p>イ 身体障害(1～3級)</p> <p>ウ 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記アまたはイと同程度と認められる方</p> <p>②年間所得が462万1千円を超えないこと</p>	<p>(制度の概要)</p> <p>保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときに、障害者に終身一定額の年金が支給されます。</p> <p>(掛金月額)</p> <p>加入者の加入時年齢により決定</p> <p>1口9,300円～23,300円</p> <p>※障害者1人につき2口まで加入が可能です。</p> <p>※掛金は改定されることがあります。</p> <p>(掛金納付期間)</p> <p>次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金を納める必要がありません。</p> <p>①年度初日の加入者の年齢が65歳となったとき</p> <p>②加入期間が20年以上となったとき</p> <p>(支給要件)</p> <p>加入者が死亡または重度障害と認められたとき</p> <p>(支給額)</p> <p>1口あたり月額20,000円</p> <p>※その他、詳細は窓口へお問い合わせください。</p>	<p>(各種手続)</p> <p>障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132</p> <p>(制度内容等)</p> <p>東京都福祉保健局 扶養共済担当 電話 03-5320-4148</p>



3. 医療

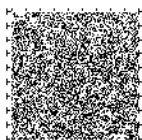
制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
心身障害者医療費助成(マル障)	次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳(1～2級、内部障害については1～3級)所持者 ②愛の手帳(1～2度)所持者	医療を受ける際、保険適用後の自己負担額の一部を助成します。	次の方は対象外となります。 ①医療保険未加入の方 ②生活保護を受けている方 ③医療保険自己負担がない施設に入所している方 ④65歳以上の方(新規申請の方) ⑤後期高齢者医療の受給者で住民税が課税されている方 ⑥所得制限基準額を超える方	身体障害者手帳または愛の手帳、保険証を持って申請し、マル障受給者証の交付を受けてください。 障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
自立支援医療(更生医療)	18歳以上で身体障害者手帳所持者	障害者の方の障害の程度を軽減し、または障害を除去するために医療が必要な場合に、その医療費を公費で負担します。 医療保険の本人負担分を給付の対象としません。	・所得に応じて自己負担があります。 ・更生医療は身体障害者手帳に記載されている障害についてのみ医療給付が認められます。 ・対象とならない医療や手術もあります。	受給者証の交付を受け、指定医療機関で診療を受けます。なお東京都心身障害者福祉センターの書類判定が必要です。 ※ただし、じん臓、小腸、免疫機能障害の場合は指定医療機関の意見書で市が決定 障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
自立支援医療(育成医療)	18歳未満で、身体に障害を有するため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童	医療保険適用後の自己負担分の一部を助成します。	所得制限基準額を超える方は対象外となります。 詳しくは子育て推進課にお問い合わせください。	こども育成課 手当・医療係 内線 2143・2144
自立支援医療(精神通院)	精神疾患(てんかんを含む)を理由として、指定医療機関において通院による精神医療を継続的に要する方 (年齢制限はありません。)	原則1割負担。保険の種類、受診者または被保険者等の所得状況・疾患等により自己負担額が変わります。 ※非課税世帯の方には、この自己負担をさらに助成する制度が別にあります。	保険医療に限ります。	障がい者福祉課 相談支援係 内線 2133・2134
小児精神障害者入院医療費助成	都内在住の精神障害により精神病室に入院治療を必要とする満18歳未満の方 ※ただし、継続治療の場合は満20歳の誕生月の末日まで延長が可能。	精神障害の医療に必要な費用の全額を助成します。 ※ただし、食事標準負担額を除く。	保険医療に限ります。	障がい者福祉課 相談支援係 内線 2133・2134



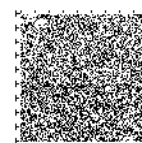
制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
難病等医療費助成制度	国や都が指定している難病(およそ338疾病)やスモン、プリオン病にり患している方で認定基準に該当する方	疾病を治療するために受けた診療・調剤等に要した医療保険適用後の自己負担分の一部を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・所得に応じて、自己負担があります。 ・対象疾病 潰瘍性大腸炎、パーキンソン病、特発性間質性肺炎等 	申請書類にもとづいて東京都が決定し、認定者には医療券が交付されます。 障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
特殊医療費等助成制度	①腎不全により、人工透析を行っている方 ②先天性血液凝固因子欠乏症等にり患している方	「特定疾病療養受領証」(マル長)を適用後の自己負担額を助成します。	保険医療に限ります。	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	都内に住所があり、東京都が指定する肝臓専門医療機関でB型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療、またはC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断され、認定基準に該当する方	治療にかかる保険診療の患者負担額から患者一部負担額を除いた額を助成します。 ※患者一部負担額は市民税の課税状況により異なります。 医療費助成の対象となっている治療 (B型ウイルス肝炎) 1. インターフェロン治療 2. 核酸アナログ製剤治療 (C型ウイルス肝炎) 1. インターフェロン治療 2. インターフェロンフリー治療	次の方は対象外となります。 ①生活保護を受けている方	申請書類にもとづいて東京都が決定し、認定者には医療券が交付されます。 認定された場合の助成期間は、治療方法ごとに異なります。詳しくは下記へお問い合わせください。 障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
小児慢性特定疾病の医療費助成	都内在住の18歳未満の児童で、対象疾病の認定基準に該当する方	疾病を治療するために指定医療機関で受けた診療・調剤等に要した医療保険適用後の自己負担分の一部を助成します。 ※指定医療機関については、東京都のホームページ(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/syoman/siteiiryokikan.html)での確認、またはお問い合わせ下さい。 ※病院等で負担をいただく額等、詳しくは、お問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯員の所得に応じて、自己負担があります。 ・対象疾病群 悪性新生物(がん)、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患群 	申請書類にもとづいて東京都が決定し、認定者には医療券が交付されます。 こども家庭センター 母子保健係 電話 0428-23-2191



制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
大 気 汚 染 医 療 費 助 成 制 度	<p>次のいずれにも該当すること</p> <p>①18歳未満のもの (生年月日が平成9年4月1日以前で、有効期間内の医療券を持っているものは更新のみ可能)</p> <p>②気管支ぜん息、慢性性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症に罹患している方</p> <p>③東京都の区域内に引き続き1年(3歳に満たない者は6か月)以上住所を有する方</p> <p>④医療保険各法の規定により医療に関する給付を受ける方</p> <p>⑤申請日以降喫煙しない方</p>	<p>対象疾病の治療や投薬等に係る医療費のうち、医療保険適用後の自己負担額(ただし、入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額および自己負担額※を除く)</p> <p>※生年月日が平成9年4月1日以前の方は月額6千円の自己負担があります。</p>	<p>保険医療に限ります。</p> <p>・生年月日が平成9年4月1日以前の方は月額6千円の自己負担額があります。</p>	<p>申請書類にもとづいて東京都が決定し、認定者には医療券が交付されます。</p> <p>健康課健康推進係 電話 0428-23-2191</p>
ひ と り 親 家 庭 等 の 医 療 費 の 助 成	<p>父または母が重度の障害者(身体障害者手帳おおむね1～2級程度)である場合で、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童が規則で定める程度の障害を有する場合は20歳未満)を扶養している保護者および児童。</p>	<p>医療保険適用後の自己負担分の一部を助成します。</p>	<p>次の方は対象外となります。</p> <p>①生活保護を受けている方</p> <p>②所得制限基準額を超える方</p> <p>③施設に入所している児童</p>	<p>こども育成課 手当・医療係 内線 2143・2144</p>



制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓 口 ・ 手 続
後 期 高 齢 者 医 療 制 度 に よ る 医 療 費 の 給 付	①75 歳以上の方 ②65 歳から 74 歳までの方で、 申請により広域連合が一定 の障害があると認めた方	医療費の自己負担額が 1 割・2 割・3 割のいずれ かになります。なお、1 ヶ月の自己負担額につい ては、上限があります。	保 険 医 療 に 限 り ま す。	保 険 年 金 課 後 期 高 齢 者 医 療 係 内 線 2117・2118
高 額 療 養 費 制 度	健康保険や後期高齢者医療等に 加入の方	1 ヶ月に支払った医療費 の自己負担額(保険診療 分)が限度額を超えた場 合、申請により後で高額 療養費として支給されま す。	保 険 医 療 に 限 り ま す。	(国民健康保険に加入の 方) 保 険 年 金 課 給 付 係 内 線 2116・2119 (後期高齢者医療に加入の 方)
高 額 療 養 費 の 長 期 特 定 疾 病 制 度	①人工透析を必要とする慢性腎 不全 ②血漿分画製剤(けっしょうぶ んかくせいざい)を投与して いる血友病 A または B ③抗ウイルス剤を投与している 後天性免疫不全症候群	「特定疾病療養受療証」 (マル長)の交付を受け ると、医療費の自己負 担額が 1 ヶ月 10,000 円 または 20,000 円になり ます。	保 険 医 療 に 限 り ま す。	保 険 年 金 課 後 期 高 齢 者 医 療 係 内 線 2117・2118 ※その他の健康保険の 方は加入している健 康保険組合等へお問 い合わせください。
在 宅 重 症 心 身 障 害 児 (者)等訪問事業	都内に住所があり、在宅で生活 をする重症心身障害児(者)お よび医療的ケアが必要な障害児 ※重症心身障害児とは、重度の 知的障害および重度の肢体不自由 が重複している方で、18 歳ま でにその状態になった方。 ※医療的ケアが必要な障害児と は、人工呼吸器管理や経管(経 鼻、胃ろう含む)等の医療的ケ アを受けている 18 歳未満の方。	重症心身障害児(者)の方 を週 1 回看護師が訪問 し、健康管理や医療的ケ ア発達・療育支援を行 います。家族の方には看護 技術指導、相談および助 言を行います。 利用期間は原則 1 年以 内、訪問実施日・時間は 原則固定です。 利用料はかかりません。 ただし、主治医の指示書 にかかる費用は利用者負 担となります。		東 京 都 西 多 摩 保 健 所 電 話 0428-22-6141 FAX 0428-23-3987



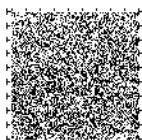
4. 補装具・日常生活用具

(1) 補装具 (※購入前に申請が必要です。)

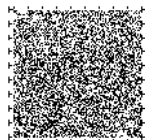
制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓 口 ・ 手 続
補 装 具 費	①身体障害者手帳所持者 ②国が定める疾病(難病)の認定基準に該当する方	(肢体不自由関係) ・義手、義足、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置等(視覚障害者関係) ・視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡(コンタクトレンズ、遮光用、弱視用) (聴覚障害者関係) ・補聴器(FM補聴器含む)(児童補装具) ・座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	所得に応じて自己負担があります。 ※ただし、障害者本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(本人または世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)には補装具費の支給対象外となります。 ※介護保険制度等によって交付される補装具については介護保険制度による交付が優先されます。(詳しくは、障がい者福祉課へお問い合わせください。)	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136 ※補装具費支給券の交付を受け、補装具業者が補装具の製作等を行います。補装具の種目により、東京都心身障害者福祉センターでの判定が必要となります。 ※補装具の種目により、身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師の意見書が必要となります。(児童の場合は補装具の種目に関わらず意見書等が必要となります。)

(2) 日常生活用具 (※購入前に申請が必要です。)

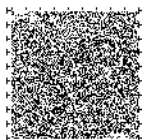
障害別	対 象 者	種 目	窓 口 ・ 手 続
視 覚 障 害 聴 覚 障 害 肢 体 不 自 由 等	①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方 (①、②とも火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る。)	火 災 警 報 器	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
	①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方 (①、②とも火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る。) ③難病患者等で、火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する方	自 動 消 火 装 置	
	①18歳以上で、視覚障害1～2級の方 ②18歳以上で、上肢障害1～2級の方 ③18歳以上で、下肢または体幹機能障害1級の方 ④18歳以上で、愛の手帳1～2度の方 (①、②、③は障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。)	電 磁 調 理 器	



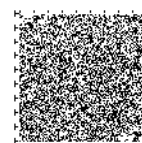
障害別	対 象 者	種 目	窓 口 ・ 手 続
聴 覚 障 害 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	原則として学齢児以上の聴覚障害または音声、言語機能障害が3級以上の方	フ ラ ッ シ ュ ベ ル	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
	原則として学齢児以上の身体障害者手帳を所持する聴覚または音声、言語機能に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	聴覚障害者用通信装置	
	原則として学齢児以上の聴覚障害または音声、言語機能障害が3級以上の方	携 帯 用 信 号 装 置	
	6歳以上の聴覚、音声または言語機能障害3級以上の方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる方。 (前年分の所得税が42,000円以下の世帯に属する方に限る。)	フ ァ ッ ク ス (貸 与)	
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 肢 体 不 自 由 害 視 覚 障 害 等	①18歳以上で、喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方 (嗅覚機能を喪失した方だけの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。)	ガ ス 安 全 シ ス テ ム	
	②18歳以上で、下肢または体幹機能障害1級の方 (障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。)		
	①原則として学齢児以上の上肢または言語および上肢重複障害1～2級の方(文字を書くことが困難な方。) ②原則として学齢児以上の視覚障害1～2級の方	情 報 通 信 支 援 用 具	
	原則として学齢児以上の音声、言語機能障害の方。または、肢体不自由で音声言語の著しい障害を有する方	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	
視 覚 障 害	18歳以上で、視覚障害1～2級の方 (音声式は触読式の使用困難な方を原則とする。)	時 計 (触読式・音声式)	
	原則として学齢児以上の視覚障害1～2級の方	ポ ー タ ブ ル レ コ ー ダ ー	
	視覚障害1～2級の方(本人が就労、もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方に限る。)	点 字 タ イ プ ラ イ タ ー	
	原則として学齢児以上の視覚障害1～2級の方 (視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る。)	音 声 式 体 温 計	
	18歳以上で、視覚障害1～2級の方 (視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る。)	体 重 計	
	原則として学齢児以上の視覚障害1～2級の方 (2級の方は送信機のみに限る。)	音 響 案 内 装 置	
	原則として学齢児以上の視覚障害1～2級の方	活 字 文 書 読 上 げ 装 置	
	視覚障害1～2級の方	点 字 器	
	原則として学齢児以上の視覚障害の方で、本装置によって文字等を読むことが可能になる方	視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器	
	原則として学齢以上の視覚障害1～2級の方	点 字 デ ィ ス プ レ イ	



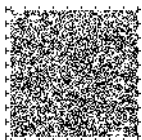
障害別	対 象 者	種 目	窓口・手続
聴 覚 障 害	18歳以上で、聴覚障害2級の方 (聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	屋 内 信 号 装 置	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
	聴覚障害の方で、テレビの視聴に本装置の必要な方	情 報 受 信 装 置	
	原則として学齢児以上の聴覚障害4級以上の方	会 議 用 拡 聴 器	
肢 体 不 自 由	原則として3歳以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方 (入浴にあたって、家族等他人の介助を必要とする方に限る。)	入 浴 担 架	
	原則として学齢児以上の下肢または体幹もしくは内部に障害を有し、本製品の使用により歩行機能を補うことが可能な方	T字状・棒状のつえ	
	原則として学齢児以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方	浴 槽 (湯沸器を含む)	
	①原則として学齢児以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方 ②原則として学齢児以上の難病患者等で、常時介護を要する方	便 器	
	①原則として学齢児以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方 ②原則として学齢児以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある方 (体位変換器については、下着交換等にあたって、家族等他人の介護を必要とする方に限る。)	特 殊 寝 台 体 位 変 換 器	
	①原則として3歳以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方 ②原則として3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある方	移 動 用 リ フ ト	
	①原則として3歳以上の下肢または体幹機能障害の方で、入浴に介助を必要とする方 ②原則として3歳以上の難病患者等で、入浴に介助を要する方	入 浴 補 助 用 具	
	①原則として3歳以上の平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害の方で、家庭内の移動等において介助を必要とする方 ②原則として3歳以上の難病患者等で、下肢機能に障害のある方	歩 行 支 援 用 具	
	①原則として3歳以上の愛の手帳1～2度の方 ②原則として3歳以上 18歳未満の下肢または体幹機能障害1～2級の方 ③18歳以上の下肢または体幹機能障害1級の方 (常時介護を必要とする方に限る。) ④原則として3歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある方	特 殊 マ ッ ト	
原則として3歳以上 18歳未満の下肢または体幹機能障害1～2級の方	訓 練 い す		



障害別	対 象 者	種 目	窓口・手続
肢体不自由	①原則として3歳以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方 ②原則として3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある方	訓練用ベッド	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
	①原則として学齢児以上の愛の手帳1～2度の方 (自ら排便の処理が困難な方) ②原則として学齢児以上の上肢機能障害1～2級の方 ③原則として学齢児以上の難病患者等で、上肢機能に障害のある方	特殊便器	
	①原則として学齢児以上の下肢または体幹機能障害1級の方(常時介護を要する方に限る。) ②原則として学齢児以上の難病患者等で、尿が自力で排尿できない方	特殊尿器	
	18歳以上の身体障害者手帳を所持する方で頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方 (医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた方に限る。)	ルームクーラー	
	①原則として学齢児以上65歳未満の下肢または体幹機能障害3級以上の方および補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の方) ②原則として学齢児以上65歳未満の難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある方(ただし、特殊便器への取替えについては上肢機能に障害のある方)	居宅生活動作補助用具	
音声・言語機能障害	原則として学齢児以上の音声・言語機能障害の方で、咽頭摘出等により、発声機能を喪失した方	人工喉頭	
じん臓機能障害	原則として3歳以上の身体障害者手帳を所持する方で人工透析を必要とする方 (自己連続携行式腹膜灌流患者に限る。)	透析液加温器	
呼吸器機能障害	おおむね18歳以上の呼吸器機能障害3級以上の方 (医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方に限る。)	酸素ボンベ運搬車	
	18歳以上の呼吸器機能障害3級以上の方	空気清浄器	
	①原則として学齢児以上の呼吸器機能障害3級以上の方または同程度の身体障害の方で必要と認められる方 ②原則として3歳以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある方	ネブライザー(吸入器)	
		電気式たん吸引器	
①呼吸器機能障害の方で、人工呼吸器の装着を必要とする方 ②難病患者等で、人工呼吸器の装着を必要とする方	動脈血中酸素飽和度測定器 (ハルスオキシメーター)		

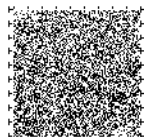


障害別	対 象 者	種 目	窓口・手続
ぼうこう 機能障害 肢体不自由	身体障害者手帳を所持する方で、肢体不自由またはぼうこう機能障害により収尿器を必要とし、実際に使用されている状況である方	収 尿 器	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
ぼうこう 直腸 機能障害 肢体不自由	3歳以上の身体障害者手帳を所持する次のいずれかに該当する方 ①脳性麻痺等脳原性運動機能障害(おおむね3歳未満までに発現した非進行性脳病変によるもの)により、排尿もしくは排便の意思表示が困難な全身性の障害のある方 ②ストマの著しい変形もしくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない方または先天性疾患に起因する神経障害(二分脊椎等)による高度の排尿機能障害もしくは排便機能障害のある方	紙 お む つ 等	
ぼうこう 直腸 機能障害	身体障害者手帳を所持する方で、ぼうこう、直腸機能障害により人工膀胱または人工肛門の造設をしている方	ス ト マ 装 具 (蓄便袋、蓄尿袋)	
知的障害	愛の手帳1～2度の方で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	頭 部 保 護 帽	

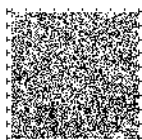


5. 日常生活の援助（市事業）

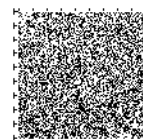
制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
身体障害者等施術助成	マッサージ、指圧、はり、きゅうを受 けるとききの費用を助成します。 ①身体障害者手帳1～4級の方 (65歳以上は手帳所持者) ②難病福祉手当受給者	施術受療券によ り、年間32,000円 までを限度として 助成します。	次の方は対象外と なります。 ①施設に入所して いる方 ②市民税が課税さ れている方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
訪問理美容 サービス	在宅で、心身に重度の障害のある方が 自宅で理美容を受ける際に、その出張 料を助成します。なお、散髪等につい ての費用は自己負担となります。 ①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方	訪問理美容サービ ス券により、年間 6回分を限度とし て助成します。	次の方は対象外と なります。 ①施設に入所して いる方 ②他の制度で助成 を受けている方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132 ※在宅の65歳以上で介 護保険要介護3・4・5 の認定を受けている方 高齢者支援課 いきいき高齢者係 内線 2157・2158
紙おむつ等 給付事業	3歳以上65歳未満の寝たきりまたは 失禁状態にある在宅の障害者および 障害児であって、次のいずれかに該当 する方 ①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方	1か月あたり 8,000円分が上限。 ただし、その購入 額の内1割相当 額を利用者が負 担。	次の方は対象外と なります。 ①市民税が課税さ れている方 ②生活保護を受け ている方	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
重度心身 障害者(児) 入浴サービス	家庭の浴室などでは入浴することが 困難で心身に重度の障害のある方に、市 内の特別養護老人ホームで入浴サー ビスを行います。 ※65歳未満の在宅の方で ①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方	入浴サービス券に より、月3回の割 合で年間36回分を 限度として助成し ます。	次の方は対象外と なります。 ①市民税が課税さ れている方 ②施設に入所して いる方 ③介護保険で要介 護・要支援を認 定された方 ④感染性疾患にか かっている方 ⑤医師から入浴を 禁止されている 方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
重度心身 障害者(児) 訪問入浴 サービス	65歳未満の在宅の方で、下記の全てに 該当する方に、その居宅を訪問し入浴 サービスを提供します。費用は、所得 に応じて一部負担があります。 ①障害の状況等によりホームヘルプ サービス等の他の制度を利用し ての入浴が困難な方 ②医師に入浴可能と認められた方 ③介護保険法にもとづく要介護・要支 援認定されていない方	月3回	次の方は対象外と なります。 ①他の制度(ホー ムヘルプサービ ス、入浴サービ ス等)を利用し ての入浴が可能 な方 ②施設に入所して いる方 ③介護保険で要介 護・要支援を認 定された方 ④医師から入浴を 禁止されている 方	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136



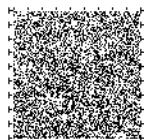
制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓 口 ・ 手 続
福祉バスの運 行	車いすを利用するなど、自力での歩行や公共交通機関の利用が困難な方が外出するときに、リフト付ワゴン車により輸送サービスを行います。 在宅で生活している方で ①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方	(利用限度) 月8回以内 片道50km以内 (利用目的) 通院・社会福祉団体等の行事参加 (運行時間) 年末年始(12/31～1/3)を除く毎日 8:30～17:00	次の方は対象外となります。 ・施設に入所している方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
自動車改造費の助成	身体に重度の障害のある方が、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。 ※18歳以上で次のいずれにも該当する方 ①市内に居住する上肢、下肢、体幹機能障害がいずれか個別で1～2級の方 ②自動車運転免許の交付を受けている方 ③自分が運転する車を所有している方	操向装置および駆動装置の改造に要する費用を助成します。 (限度額) 133,900円	次の方は対象外となります。 ・本人または扶養義務者の所得が限度額を超える方	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136 ①申請は、自動車を改造する前にしてください。 ②申請に際しては、改造を行う業者の見積書(改造の個所および経費を明らかにしたもの)の添付、運転免許証の提示が必要です。
自動車教習費の助成	18歳以上の身体に障害のある方で、次のいずれにも該当する方 ①申請時に引き続き3か月以上、市内に住所を有する方 ②身体障害者手帳3級以上の方または愛の手帳所持者(ただし、内部障害については4級以上、下肢または体幹にかかる障害については5級以上で、歩行が困難な方) ③道路交通法に定める自動車運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格している方	自動車運転免許取得に直接必要な経費(入所料、技能・学科教習料、教材費)の実支出額に3分の2を乗じて得た額。 ※ただし、本人の前年所得税額により限度額があります。	次の方は対象外となります。 ①本人の前年所得税額が302,500円を超える方 ②他の制度で助成を受けている方	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136 ①申請は、教習所に入所後、免許を取得する前にしてください。 ②申請に際しては、入所料、技能・学科教習料、教材費に教習に要した費用の領収書、卒業証明書等が必要です。
遠距離入所施設訪問家族交通費の助成	遠距離の施設に入所者を持つ、市内に住所を有する家族で市民税非課税の方	1人1回あたり25,000円を限度に、1人年2回または1家族2人まで	①東京を起点として、おおむね300km以上の施設 ②船舶等の交通手段で訪問し、宿泊を要する施設 ③関東地方を除き、300km以内であっても交通が不便な施設	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136



制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓 口 ・ 手 続
重度脳性麻痺者介護人の派遣	20歳以上の脳性麻痺による身体障害者手帳1級所持者で、独立しての屋外活動困難者	障害者が推薦した介護人を派遣し、屋外の手引きや同行、その他の必要な用務を援護し、生活圏の拡大を援助します。	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している方 ②障害福祉サービス等によるホームヘルプ受給者	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
聴覚障害者手話通訳者要約筆記者派遣	聴覚・言語・音声機能障害にかかる身体障害者手帳所持者	公共団体の主催事業等に出席する際に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	利用限度： 1日当たり6時間以内	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136 東京手話通訳者等派遣センター 電話 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868 青梅市社会福祉協議会 電話 0428-22-1233
心身障害者(児)緊急一時保護	次の全てに該当する方 ①身体障害者手帳または愛の手帳所持者 ②青梅市の緊急一時保護事業登録者 ③医療的管理を必要としない人	心身障害者(児)を在宅で介護している保護者が、疾病や冠婚葬祭等の一時的な理由により介護が困難になった場合に福祉員を派遣します。	利用制限： ・月5日以内 ・1日8時間以内	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
「声の広報」「声の市議会だより」利用申込	市内在住の視覚障害者(利用希望者)	「広報おうめ」(毎月1日・15日発行)および「おうめ市議会だより」(年4回発行)の内容を録音したCD(デジタル方式)を送付します。	ページ数によっては収録内容の省略があります。 デジタイズ方式で録音したCDを利用するには専用のCD再生機が必要です。	(広報おうめ) 秘書広報課広報係 内線 2414・2415 (市議会だより) 議会事務局調査係 内線 2203
寝具乾燥サービス	寝具乾燥が不可能な寝たきりの、心身に障害のある方がいる世帯に対して、障害者が常時使用している寝具類の乾燥を行います。 ①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方	毎月1回(4枚まで)の寝具乾燥サービスを1割の費用負担で行います。	次の方は対象外となります。 ・施設に入所している方	高齢者支援課 いきいき高齢者係 内線 2157・2158
聴覚障害者用SOSカード	聴覚障害者等耳の不自由な方 ※身体障害者手帳をお持ちでない方も含む。	表面：1種類 裏面：6種類 (東地区、西地区①、西地区②、南地区、北地区①、北地区②)		障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
ヘルプカード	市内在住の障害のある方 ※身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方も含む。	ヘルプカードの配布		障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136



制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
中等度難聴児 発達支援事業	次のすべてに該当する方 ①市内在住の 18 歳未満の 児童 ②身体障害者手帳（聴覚障 害）の交付対象になる聴 力ではない方 ③両耳の聴力レベルがお おむね 30 デジベル以上 であり、補聴器の装用に より、言語の習得等の一 定の効果が期待できると 医師の判断を受けた方	補聴器等の支給を行 います。	所得に応じて自己負担があり ます。 ※ただし、本人または世帯員の いずれかが一定所得以上の 場合（本人または世帯員のう ち市町村民税所得割額が最 も高い者の納税額が 46 万円 以上）には支給対象外となり ます。 ※身体障害者手帳（聴覚障害） をお持ちの場合は補装具に よる交付が優先されます。	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136 ※医師の意見書（指定 の様式あり）など、事 前の書類申請が必要 になります。
ごみ袋の減免	・在宅の市民税非課税世帯 で下記に該当する世帯 ①身体障害者手帳 1～2 級所持者のいる世帯 ②愛の手帳 1～2 度所持 者のいる世帯 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者のいる世帯	年間当該枚数の指定 収集袋を配布します。 ・燃やすごみ用 60 枚 ・容器包装プラスチッ クごみ用 30 枚 ・燃やさないごみ用 10 枚	次の方は対象外となります。 従来から減免されている ①高齢者世帯 （65 歳以上のみの市民税非 課税世帯） ②生活保護受給世帯 ③児童扶養手当または 特別児童扶養手当受給世 帯	清掃リサイクル課 清掃係 内線 2514・2515
粗 大 ご み 運 び 出 し サ ー ビ ス	次の各号のいずれかに該 当するものもの（中学生以 下の者を除く）のみで構成 された世帯 ①身体障害者手帳を所持 する者 ②愛の手帳を所持する者 ③精神障害者保健福祉手 帳を所持する者	粗大ごみを屋内から 屋外へ運び出します。	1 回当たり 10 品以下 各年度 2 回まで	清掃リサイクル課 収集指導係 内線 5550
下水道使用料 の 減 免	市民税非課税世帯で下記 に該当する世帯 ①身体障害者手帳 1～2 級所持者のいる世帯 ②愛の手帳 1～2 度所持 者のいる世帯 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者のいる世帯	1 か月あたり汚水排 出量 8 立方メートル に相当する額	次の方は対象外となります。 ①生活保護、児童扶養手当 または特別児童扶養手当 受給世帯ですすでに下水道 使用料の減免を受けてい る世帯 ②下水道使用料の滞納がある 世帯 ※申請受付は 6 月からとなり ます。	下水道課総務経営係 内線 2642・2643
車 椅 子 の 貸 出	在宅等で一時的に歩行困 難となった方	原則として 1 か月間 無料で貸し出します。 ただし、運搬は借受人 負担です。	長期間の利用や、営利行為また はそれに準じる場合などは対 象外となります。	青梅市社会福祉協議会 電話 0428-22-1233



6. 障害福祉サービス、地域生活支援事業および障害児通所支援

(1) 障害福祉サービスとは

障害福祉サービスとは、障害のある人等が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度です。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）にもとづき、日常生活に必要な支援・援助を受ける「介護給付」、自立した生活を送ることができるよう必要な知識や技術を習得する「訓練等給付」に大別されます。

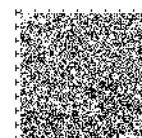
また、障害福祉サービスとは別に、市区町村が独自で実施する「地域生活支援事業」、児童福祉法にもとづき障害児のデイサービス事業を実施する「障害児通所支援」があります。

(2) 利用の仕方

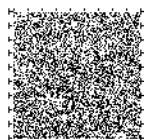
	手 続 き 方 法	窓 口
①相談・申請	障がい者福祉課に御相談いただき、サービスの必要があれば、申請をします。	障がい者福祉課 〈身体・知的障害者〉 認定サービス係 内線 2135・2136 〈精神障害者〉 相談支援係 内線 2133・2134・2137
②調査	障害者の心身の状況を把握するための80項目の調査に加え、日中の活動状況、本人・家族および介護者の状況、サービス利用意向、居住環境などに関する調査を行い、医師の意見書を提出します。	
③審査・認定	勘案事項調査や概況調査等を踏まえ、障害支援区分認定審査会において、障害支援区分が認定されます。障害支援区分の認定内容を踏まえ、どのくらいのサービスが必要か検討を行います。	
④利用計画案の作成	指定特定相談支援事業所に相談し、サービス等利用計画案を作成してもらい、それを市役所に提出します。	
⑤決定・通知	サービスの支給量等が決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。「受給者証」にはサービスの利用に関する大切な情報が記載されていますので、大切に保管してください。	
⑥事業者と契約	サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約を行います。	
⑦サービスの利用開始	サービス利用開始となります。サービス利用の対価として、利用者負担金（原則1割）を支払います。	

(3) 障害福祉サービス

体 系	種 類	サ ー ビ ス の 内 容
訪 問 系 サ ー ビ ス	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の行動障害のある人に、居宅において、入浴、排せつおよび食事等の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
	行動援護	障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
	重度障害者等 包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援および共同生活援助を包括的に提供します。



体系	種類	サービスの内容
訪問系サービス	短期入所 (ショートステイ)	介護者が疾病その他の理由により、施設へ短期間の入所を必要とする障害者等について、施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な保護を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	療養介護	主として日中に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。
	生活介護	障害者支援施設などで、主として日中に、入浴、排せつおよび食事等必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。
	自立訓練	(機能訓練) 身体障害のある障害者が、障害者支援施設等に通所したり、またはヘルパー等が障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
		(生活訓練) 知的障害または精神障害のある障害者が、障害者支援施設等に通所したり、またはヘルパー等が障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
	就労継続支援	A型(雇用型) 生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。(雇用における最低賃金が保証されます。)
		B型(非雇用型) 通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方に対し、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方に対し、定期的に訪問を行い、日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	
居 住 系 サ ー ビ ス	施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、その他の日常生活上の援助を行います。



体 系	種 類	サ ー ビ ス の 内 容
相 談 支 援 事 業	計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
	地域移行支援	入所施設に入所している障害者、または精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地域定着支援	居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

(4) 地域生活支援事業

体 系	種 類	サ ー ビ ス の 内 容
地 域 生 活 支 援 事 業	地域活動支援センター	障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
	移動支援	社会に参加する利用目的をもつ人で、障害によって一人での外出ができない場合、目的地まで同行する支援を行います。ただし、通勤や通学、通院等の通年にわたる利用目的においては使用できません。
	日中一時支援	家族等が、一時的に自宅で介護が行えなくなった場合に宿泊を伴わない日中の時間の介護を行います。（日帰りショートステイ）

(5) 障害児通所支援

障害児通所支援とは、児童福祉法にもとづき障害のある児童や未就学児に対して、施設等に通所し、日常生活における必要な訓練等を受けられるものです。

体 系	種 類	サ ー ビ ス の 内 容
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	障害児（未就学児）が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通所または通院し、児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後または休日に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児について、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。



7. 住宅

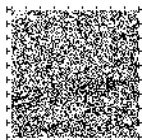
(1) 住宅設備改善費の給付

青梅市に住所を有する重度の身体障害者（児）の方に対し、日常生活の利便を図るため、その方の居住する家屋の住宅設備の改善に要する費用の一部を給付します。（所得に応じて自己負担があります。）

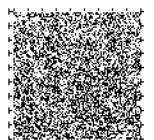
制 度	対 象 者	窓口・手続
中規模改修	①学齢児以上 65 歳未満で、下肢または体幹にかかる障害の程度が 2 級以上の方 ②学齢児以上 65 歳未満で補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
屋内移動設備	学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢、下肢または体幹にかかる障害の程度が 1 級の方および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	

(2) 市営住宅・都営住宅等

制 度	対 象 者	内 容	窓口・手続
市 営 住 宅	身体障害者向け 市営住宅 下記の①～⑤の全てに該当し、身体障害者手帳 1～4 級所持している方等がある世帯 ①市内に在住する成年者 ②現に居住または同居予定の親族があること ③現に住宅に困窮していることが明らかであること。 ④市税を完納していること。 ⑤市で定める基準を満たしていること。	市営裏宿住宅 2 号棟 1 階 4 戸 （うち 2 戸は車椅子使用者世帯向け） ※上記 4 戸は、令和 5 年 1 月 1 日現在、空室はありません。空室になり次第、公募します。 ※車椅子使用者世帯向けは、満 6 歳以上の身体障害者手帳 1・2 級で、車椅子使用の方がいる世帯が申込可能です。 ※上記市営住宅以外でも、申込可能です。（ただし、一般扱いとなります。）	住宅課公営住宅係 内線 2531・2532
都 営 住 宅	一般世帯向 住 宅 (優遇抽選制度) ①乙優遇 申込者本人または同居親族のうち 1 人以上が身体障害者手帳（1～4 級）、愛の手帳（1～3 度）または精神障害者保健福祉手帳（1～2 級）を所持している方等で都営住宅申込資格のある方 ②甲優遇 申込者本人または同居親族のうち 1 人以上が身体障害者手帳（5～6 級）、愛の手帳（4 度）または精神障害者保健福祉手帳（3 級）を所持している方等で都営住宅申込資格のある方	一般の方よりも有利な当選率で抽選がうけられます。 ①乙優遇（「一般」区分の 7 倍程度） ②甲優遇（「一般」区分の 5 倍程度）	・所定の申込書により募集期間中に郵送でお申込みください。 ・詳細は下記にお問い合わせください。 J K K 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 電話 03-3498-8894
	心身障害者 世帯向住宅 家族向 (ポイント方式) 申込者本人または同居親族のうち、1 人以上が身体障害者手帳（1～4 級）、愛の手帳（1～3 度）または精神障害者保健福祉手帳（1～2 級）を所持している方等で都営住宅申込資格のある方 ※申込者本人が都内に 3 年以上居住している方に限ります。	書類審査や実態調査に基づいて住宅に困っている度合いをポイント（点数）化して、ポイントの高い順に住宅をあっせんする募集方式で、一般世帯は申し込めません。	テレホンサービス 電話 03-6418-5571



制 度	対 象 者	内 容	窓 口 ・ 手 続
都 営 住 宅	車いす使用者 世帯向住宅	都営住宅申込資格があり、申込者本人または同居親族若しくは同居しようとする親族のうち、身体障害により住居内で車いすを使用しており、身体障害者手帳(1～2級)を所持していること。 ※車いす使用者は満6歳以上で都内居住者に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の申込書により募集期間中に郵送でお申込みください。 ・詳細は下記にお問い合わせください。
	単身者向住宅 (抽選方式)	身体障害者手帳(1～4級)、愛の手帳(1～4度)または精神障害者保健福祉手帳(1～3級)を所持している単身者で、都営住宅申込資格のある方。 ※常時介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられる方 ※都内で3年以上居住している方に限ります。	J K K 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 電話 03-3498-8894 テレホンサービス 電話 03-6418-5571
	都 営 住 宅 使 用 料 の 特 別 減 額	身体障害者手帳(1～2級)、愛の手帳(1～3度)または精神障害者保健福祉手帳(1～2級)を所持している方のいる世帯 (所得制限があります。)	該当する区分の使用料の50%を減額 (原則として半年または1年間、継続可能)

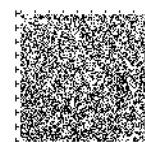


8. 公共交通機関の優遇措置

制度	対象者	無料・割引の内容				窓口・手続																			
		区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間																				
J R 線 私 鉄	①身体障害者手帳 または愛の手帳 所持者 ②介護者 第1種手帳所 持者の介護者	第1種手帳 所持者が介 護付で乗車	普通乗車券 定期乗車券 (小児を除く) 回数乗車券 (バスを除く) 普通急行券 (JR線のみ)	50% 介 護 者 も 同 率	全 線	自動券売機等で所要区 間の小児乗車券を購入 し、乗車改札の際、乗車 券と併せて障害者手帳 を呈示するか、または障 害者手帳を発売窓口に 呈示し、行先、乗車券の 種類等を口頭またはメ モの呈示により申し込 んでください。 なお、乗車中は必ず障 害者手帳を携帯してく ださい。 J R : J R 東 日 本 お問い合わせセンター 電話 050-2016-1600 私鉄：各私鉄駅窓口																			
		第1種および 第2種手帳 所持者が単 独で乗車	普通乗車券	50%	J R 線・連絡社線の片道 が 100km を超える場合 のみ全線が対象。																				
		12歳未満の 第2種障害 者が介護付 で乗車	定期乗車券 (介護人のみ) (小児定期乗 車券を除く)	50%	全 線																				
		注) ①グリーン車/特急料金は除かれます。 ②12歳未満の身障児については、小児運賃の5割引とな ります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運 賃の割引はされません。																							
都 営 交 通 (電車 ・バス ・地下鉄 ・日暮里・ 舎人ライ ナー)	①身体障害者手帳 または愛の手帳 所持者 ②障害者の介護者	①無料乗車券の発行 身体障害者手帳および愛の手帳所持者 ②介護者(身体障害者手帳または愛の手帳の呈示が必要) (手帳呈示のみの場合の本人の運賃も同様。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都電</th> <th>都バス</th> <th>都営地下鉄</th> <th>日暮里・舎人ライナー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗車券</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%※1</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50%※1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>定期券</td> <td>50%</td> <td>30%</td> <td>50%※2</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>		都電	都バス	都営地下鉄	日暮里・舎人ライナー	乗車券	50%	50%	50%※1	50%	回数券	—	—	50%※1	—	定期券	50%	30%	50%※2	50%	<p>※1 身体障害者手帳所持者の場合は、第1種手帳所持者 と介護者が同乗する場合に限る</p> <p>※2 身体障害者手帳所持者の場合は、第1種手帳所持者 と介護者が同乗する場合および介護者が12歳未満の 第2種と同乗する場合に限る(ただし、小児の定期 券の割引はしない)</p>	身体障害者手帳または 愛の手帳をお持ちいた だき、障がい者福祉課窓 口にて、申請書に必要事 項を記入し、「都営交通 無料乗車券」の交付を受 け、都電、都バス乗車 の際呈示してください。な お、都営地下鉄および日 暮里・舎人ライナーにつ いては、有人改札で呈示 していただくか、自動改 札にそのまま通してく ださい。 障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
	都電	都バス	都営地下鉄	日暮里・舎人ライナー																					
乗車券	50%	50%	50%※1	50%																					
回数券	—	—	50%※1	—																					
定期券	50%	30%	50%※2	50%																					
民 営 バ ス	①身体障害者手帳 または愛の手帳 所持者 ②介護者 第1種手帳所 持者の介護者	①割引率 普通乗車券 50% 定期乗車券 30% ②交通機関 東急、西武、小田急、京王、東武、京成、京浜急行、関 東、国際興業、立川、西東京、東海汽船、神奈川中央交 通、ジェイアールバス関東等 ③取扱区間 東京都の区域内に路線(他県へ乗り入れている路線を 含む。)を有する民営バス	第1種手帳所持者と 同乗の介護者の割引につ いては、障がい者福祉課 の窓口にて「心身障害者 民営バス乗車割引証(介 護人付)」の交付を受け、 乗車の際呈示ください。 本人のみの場合は手帳 の呈示のみで割引 障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132																						



制 度	対 象 者	無 料 ・ 割 引 の 内 容	窓 口 ・ 手 続
航 空	①12 歳以上の身体障害者手帳または愛の手帳所持者 ②第1種手帳所持者の介護者 ※介護者は満12歳以上で各航空会社が介護能力があると認める方	①割引率 航空会社・路線によって異なりますので、各航空会社等にお問い合わせください ②取扱区間 定期航空路線の国内線全区間 ※各航空会社または路線によっても異なりますので、詳しくは各航空会社支店、営業所、代理店へお問い合わせください。	対象者の方は搭乗券を購入する際、身体障害者手帳を呈示してください。 介護者が付添う場合は同一搭乗区間を同時に購入してください。 なお、搭乗時に身体障害者手帳を呈示してください。 問合せ：各航空会社へ
有 料 道 路 割 引	①自ら運転する身体障害者手帳所持者 ②介護人が運転する自動車で移動する第1種身体および知的障害者	(対象となる自動車) ①原則として、登録台数は障害者1人につき1台 ②所有者は障害者本人またはその親族であることが原則。ただし、本人以外の方が運転する場合は、障害者を日常的に介護している方の所有する自動車でも登録できます。 ③原則として、個人名義の自家用車が対象で、営業用を除きます。 (割引等の内容) ①身体障害者手帳または愛の手帳を料金所で呈示し、割引を受けてください。(あらかじめ登録が必要です。) ②ETCも利用できます。(上記のほかに登録が必要です。) ③2年毎に更新が必要です。 ④割引率50% ⑤取扱区間 ・道路整備特別措置法に基づく有料道路 ・道路運送法に基づく一般自動車道	(申請に必要なもの) ①身体障害者手帳 または愛の手帳 ②車検証(電子車検証の方は自動車検査記録事項も含む) ③運転免許証(障害者ご本人が運転される場合) ④障害者本人名義のETCカード (ETC利用の場合) ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書 (ETC利用の場合) 障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
旅 客 船 フ ェ リ ー	①身体障害者手帳または愛の手帳所持者 ②介護者 第1種手帳所持者の介護者	身体および知的障害者や介護者が、旅客船、フェリーを利用する場合、運賃が割引になります。 ※割引率等は、航路や運航会社によって異なりますので、各船舶会社にあらかじめお問い合わせください。	発売窓口で障害者手帳を呈示し、乗船券を購入してください。 問合せ：各船舶会社
タ ク シ ー	身体障害者手帳・愛の手帳所持者	手帳に貼付された写真を提示することにより、10%割引(10円未満の端数は切り捨て)が受けられます。 ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も手帳に貼付された写真を提示することにより、一部のタクシーを除き10%割引(10円未満の端数は切り捨て)が受けられます。乗車時に乗務員へお問い合わせください。	一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 電話 03-3264-8080

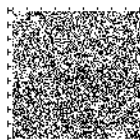


制 度	対 象 者	無 料 ・ 割 引 の 内 容	窓 口 ・ 手 続
駐車禁止規制の適用除外	身体障害者手帳および愛の手帳所持者のうち、別表に該当する方	障害者が自分で運転する場合または同居の親族（介護者）の運転する車に同乗した場合、ステッカーを車の前面に提出することで、公安委員会指定の駐車禁止場所等の規制対象から、原則として除外されます。	障害者の方の居住地を管轄する警察署へ申請してください。 持ち物 ・ 障害者手帳、 ・ 住民票の写し （発行から3ヶ月以内のもの） 青梅警察署交通課 電話 0428-22-0110 警視庁駐車対策課 駐車対策第一係 電話 03-3581-4321(代)

別表

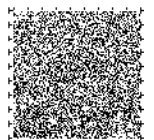
【駐車禁止規制適用除外対象者】

区 分 （ 障 害 種 別 ）		該 当 等 級	
身 体 障 害 者 自 由 手 帳	視 覚 障 害	1級～3級、4級の1	
	聴覚・平衡機能の障害	聴 覚 障 害	2級、3級
		平 衡 機 能 障 害	3級
	肢 体	上 肢	1級、2級の1、2級の2
		下 肢	1級～4級
	不 自 由	体 幹	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上 肢 機 能	1級～2級 （※ただし、一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移 動 機 能	1級～4級
	心臓・じん臓・呼吸器小腸・ぼうこう・直腸・肝臓機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	心臓・じん臓・呼吸器小腸・ぼうこう・直腸の機能障害の機能障害	1級、3級
		肝 臓 機 能	1級～3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害		1級～3級	
区 分		該 当 等 級	
愛 の 手 帳 （ 療 育 手 帳 ）		1度～2度	



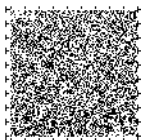
9. 税の控除・減免

税の種類	対象者	控除・免除の内容	窓口・手続
所得税 住民税	(障害者) 身体障害者手帳 3～6級 愛の手帳 3・4度 精神障害者保健福祉手帳 2・3級	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者本人が対象者の場合は、本人の所得から控除されます。 ・同一生計配偶者や扶養親族が対象者の場合は、納税者の所得から控除されます。 ・障害者控除額 所得税 27万円 住民税 26万円 	<p><確定申告> 青梅税務署 電話 0428-22-3185 ※確定申告(所得税の申告)を行うと住民税にも反映されます。</p> <p><住民税申告> 課税課市民税係 内線 2172・2173・2174</p>
	(特別障害者) 身体障害者手帳 1・2級 愛の手帳 1・2度 精神障害者保健福祉手帳 1級	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者本人が対象者の場合は、本人の所得から控除されます。 ・同一生計配偶者や扶養親族が対象者の場合は、納税者の所得から控除されます。また、対象者が納税者と同居している場合は、同居特別障害者控除(配偶者を含む。)として、納税者の所得から控除されます。 ・特別障害者控除額 所得税 40万円 住民税 30万円 ・同居特別障害者控除額 所得税 75万円 住民税 53万円 ・令和3年度から所得金額調整控除が創設されます。納税者の給与等の収入金額が850万円を超え、下記のいずれかに該当する場合には、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別障害者に該当する方 2. 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方 3. 年齢23歳未満の扶養親族を有する方(障害の有無は問いません。) <p>所得金額調整控除 = (給与等の収入額(1,000万円を超える場合には1,000万円) - 850万円) × 10%</p>	
住民税の 非課税	身体障害者手帳、 愛の手帳または精 神障害者保健福祉 手帳所持者	前年中の合計所得金額が125万円以下の方は、本人が対象者であることの申告をすることにより、住民税(市民税・都民税)が課税されません。令和3年度からは、合計所得金額が135万円以下の方が対象となります。	課税課市民税係 内線 2172・2173・2174
相続税	身体障害者手帳ま たは愛の手帳所持 者	<p>満85歳未満の障害者が相続人となる場合、障害の程度に応じた額が控除されます。</p> <p>※被相続人の死亡後10か月以内に申告してください。</p>	青梅税務署 電話 0428-22-3185
贈与税の 非課税	身体障害者手帳 1・2級 愛の手帳 1・2度	特別障害者が特別障害者扶養信託契約にもとづいて信託受益権の贈与を受けた場合には、信託受益権の価格(信託財産の価格)のうち、6千万円までの金額については贈与税が課税されません。	
利子等の 非課税	身体障害者手帳ま たは愛の手帳所持 者	マル優、特別マル優について、非課税制度を利用できます。	各金融機関
個人事業税 の減免	身体障害者手帳ま たは愛の手帳所持 者	<p>①納税者本人または扶養親族等が障害者で、前年中における合計所得金額(青色申告特別控除前)が、370万円以下である場合は、1人につき5,000円、また特別障害者にあつては1人につき10,000円が減免となります。</p> <p>②あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を営む人が、視力障害で両眼の視力(屈折異常のある人については矯正視力)が0.06以下の場合には課税されません。</p>	<p>八王子都税事務所 青梅都税支所 電話 0428-22-1152</p> <p>八王子都税事務所 個人事業税係 電話 042-644-1111</p>



制 度	対 象 者	控除・免除の内容	窓口・手続
自 動 車 税 軽自動車税 (種別割・ 環境性能) の 減 免	身体障害者手帳 視覚 1～3級、4級の1 聴覚 2・3級 平衡機能 3・5級 音声機能・言語機能 3級 (こう頭摘出にかかるもの に限ります。) 上肢機能 1・2級 下肢機能 1～6級 体幹機能 1～3級、5級 乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による 上肢機能 1・2級 移動機能 1～6級 心臓、じん臓、呼吸器、ぼ うこう、直腸、小腸の機能 1・3・4級 肝臓機能 1～4級 ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫機能 1～3級 愛の手帳 1～3度 精神障害者保健福祉手帳 1級 (自立支援医療受給者証を お持ちの方に限ります。)	次の①および②の車について、障害者一人につき 一台減免します。 (軽自動車等も含む全ての車両のうち一台に限り ます。) ①障害者または生計を一にする方が所有し、障害 者自身が運転または生計を一にする方がその障 害者の通院等のために運転する車 ②障害者のうち、単身生活者の所有する車で、常 時介護者により通院等に使用される車 ・新たに自動車を購入し自動車税(種別割)が課 税された場合は登録(取得)の日から1か月以内 に自動車税事務所ですべての手続きしてください。 ・すでに自動車を所有している場合は、当該年度 の4月1日から納期限までに、自動車税事務所 または都税事務所ですべての手続きしてください。 ・軽自動車税(種別割)減免申請は当該年度の納 期限までに課税課で手続きしてください。 ・自動車税・軽自動車税(環境性能割)は1か月 以内に自動車税事務所または都税事務所での手 続が必要ですので、詳しくは、購入先に相談し てください。	<自動車税(種別割・環 境性能割)> <軽自動車税(環境性能 割)> ○問い合わせ 東京都自動車税コール センター 電話 03-3525-4066 ○手続 八王子自動車税事務所 電話 042-691-6351 八王子都税事務所 青梅都税支所 電話 0428-22-1152 <軽自動車税(種別割)> 課税課庶務係 内線 2171
	※上記のほか、構造上専ら障害者の方のために使用する自動車等にかかる、自 動車税等も減免の対象となります。減免の内容等について、詳しくは各窓口 へお問い合わせください。		

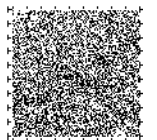
令和元年10月1日からこれまでの自動車税・軽自動車税が自動車税・軽自動車税(種別割)となり、自動車取得税が廃止され、新たに自動車税・軽自動車税(環境性能割)が創設されました。



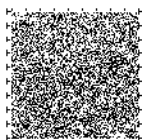
10. 公共料金等の減免

(1) 公共料金等

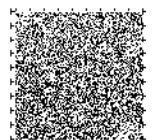
制 度	対 象 者	給付の内容等	窓口・手続
NHK放送受信料の減免	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	全額免除	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132 ※事業の詳細はNHK ふれあいセンターへ 電話 0570-077-077
	世帯主で受信契約者の方が視覚、聴覚障害者または身体障害者手帳（1～2級）、愛の手帳（1～2度）精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している場合	半額免除	
都立公園等の無料入場	身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳または療育手帳所持者とその付添者	入場料：無料 恩賜上野動物園、井の頭自然文化園、多摩動物公園、神代植物公園、旧芝離宮恩賜庭園、浜離宮恩賜庭園、清澄庭園、小石川後楽園、六義園、向島百花園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族園、旧岩崎邸庭園	各公園窓口で手帳を呈示し申請してください。 東京都建設局公園緑地部公園課 電話 03-5320-5376
都立公園駐車場の無料利用	身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳または療育手帳所持者とその付添者	駐車場：無料 代々木公園、砧公園、上野恩賜公園、水元公園、井の頭恩賜公園、神代植物公園、小金井公園、石神井公園、光が丘公園、野川公園、葛西臨海公園、駒沢オリンピック公園、府中の森公園、夢の島公園、木場公園、東綾瀬公園、舎人公園、潮風公園、篠崎公園、大泉中央公園、宇喜田公園、大島小松川公園、城北中央公園、武蔵野公園、武蔵野国分寺公園、武蔵野の森公園、赤塚公園、浮間公園、和田堀公園、武蔵野中央公園、汐入公園、中川公園、蘆花恒春園	各駐車場窓口で手帳を呈示し申請してください。 公益財団法人東京都公園協会公園事業部営業課 電話 03-3232-3138
都立文化施設の無料入場および駐車場の無料利用	身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者とその付添者	利用料・入場料：無料（一部割引） 江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京都現代美術館、東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、東京都辰巳国際水泳場、東京スポーツ文化館（割引）等 ※展覧会により、無料とならない場合もあります。 駐車場：無料 江戸東京博物館、写真美術館、庭園美術館 専用のスペースがなかったり、事前連絡が必要な施設があります。また、この他の館につきましても、対応可能な場合もありますので、あらかじめ詳細はお問い合わせください。	受付窓口で手帳を呈示し申請してください。 詳細は各施設へお問い合わせください
海上公園等の無料入場	身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者とその付添者 （必要な範囲に限る。）	入場料：無料 東京港野鳥公園	公園窓口で手帳を呈示し申請してください。 東京港野鳥公園 管理事務所 電話 03-3799-5031



制 度	対象者・対象物	給付の内容等	窓口・手続
海上公園等 駐車場の無料 利用	身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳または療育手帳所持者	<p>駐車場：無料</p> <p>① 辰巳の森海浜公園(第1・第2)、若洲海浜公園、若洲公園(キャンプ・釣り・サイクリング)、有明テニスの森公園、青海南ふ頭公園(身体障害者手帳所持者のみ)、大井ふ頭中央海浜公園(1号・2号)、城南島海浜公園</p> <p>②お台場海浜公園(1号・2号)、シンボルプロムナード公園(A棟・B棟)</p>	<p>窓口で、手帳を呈示し申請してください。</p> <p>① 東京港埠頭(株) 公園事業部公園事業課 電話 03-3599-7461</p> <p>②(株)東京テレポ-トセンター 事業部事業課 電話 03-5500-5672</p>
郵便料金の 減 額	点字郵便物、特定録音物等郵便物	<p>次の郵便物で開封のものは無料(3kgまで)</p> <p>①盲人用点字のみを掲げたものを内容とする。</p> <p>②盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館点字出版施設など郵便事業株式会社の指定を受けたものから差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるもの。</p>	<p>郵便事業株式会社または郵便局</p> <p>日本郵政グループ お客様相談センター 電話 0120-2328-86</p>
	点字ゆうパック	盲人用点字のみを掲げたものを内容とする小包について、安い料金で利用できる。	
	聴覚障害者用ゆうパック	郵便事業株式会社が指定する施設と障害のある方との間で発受される聴覚障害者用ビデオテープ等を内容とするゆうパックを安い運賃で利用できる。	
	身体障害者用ゆうメール	図書館と重度の障害のある方との間で図書の閲覧のために発受されるゆうメールを安い料金で利用できる。	
官製はがき (青い鳥はがき) の無料配付	身体障害者手帳(1～2級)所持者または愛の手帳(1～2度)所持の方	年1回、4月発売日～5月末日に官製はがき20枚を無料で配付します。(申込みは4月1日から受付)	<p>身障手帳、印鑑を持って対象者の住所を受け持つ集配郵便局(申込みはお近くの郵便局でも受け付けます。)</p> <p>日本郵政グループ お客様相談センター 電話 0120-2328-86</p>



制 度	対 象 者	給付の内容等	窓口・手続
N T T 無 料 番 号 案 内 (ふれあい案内)	身体障害者手帳所持者 視覚 1～6級 肢体不自由(上肢、体 幹または乳幼児期以 前の非進行性の脳病 変による運動機能障 害) 1～2級 聴覚 2～4級・6級 音声機能・言語機能ま たはそしゃく機能 3級・4級 愛の手帳所持者 精神障害者保健福祉手 帳所持者 戦傷病者手帳の所持者 視覚障害(特別項症～ 第6項症) 肢体不自由(上肢)(特 別項症～第2項症) 聴覚障害(第2項症、 第4項症) 音声機能・言語機能ま たはそしゃく機能障 害(第1項症、第2項 症、第4項症)	N T T にあらかじめ申請することにより 1 0 4 の電 話番号案内を無料で利用できます。	N T T ふれあい案内 電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134 ※FAX は、受信できる方 のみのお問い合わせとな ります。
携 帯 電 話 の 割 引 サ ー ビ ス	身体障害者手帳または 愛の手帳所持者	基本料金や各種サービスなどの割引が受けられるよ うですが、サービスの詳細は、各携帯電話会社へ直接 お問い合わせください。	各携帯電話会社へ
映 画 の 入 場 料 金	身体障害者手帳または 愛の手帳所持者および 付添者	入場料金が割引されます。 ※付き添いの方の人数については映画館によって異 なりますので御確認ください。	窓口で手帳を呈示して割 引の適用を受けてくださ い。 問い合わせは各映画館へ

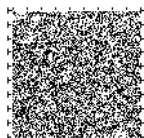


(2) 市内施設の無料利用

以下の施設について、窓口到手帳を提示すれば無料で利用できます。その他、詳しくは各施設または担当課にお問い合わせください。

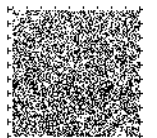
施設名	対象者	内容等	窓口
青梅市立美術館	障害者手帳所持者 ※一部介助者も対象。	入館料：無料 ※介助者（1名）も無料です。 所在地 青梅市滝ノ上町 1346-1	青梅市立美術館 電話 0428-24-1195
青梅市梅の公園		入場料：無料 所在地 青梅市梅郷 4-527 ※梅まつり期間以外は、どなたでも無料です。	公園緑地課 わくわく公園係 内線 2651・2652・2680
青梅市吹上しょうぶ公園		入場料：無料 ※介助者（1名）も無料です。 所在地 青梅市吹上 425 ※吹上花しょうぶまつり期間以外は、どなたでも無料です。	公園緑地課 わくわく公園係 内線 2651・2652・2680
住友金属鉦山アリーナ青梅 (青梅市総合体育館)		使用料：無料 ※個人利用 所在地 青梅市総合体育館 青梅市河辺町 4-16-1	住友金属鉦山アリーナ 青梅 (青梅市総合体育館) 電話 0428-24-7721
青梅市営プール		使用料：無料 所在地 東原公園水泳場 青梅市今寺 5-11 わかぐさ公園こどもプール 青梅市河辺町 8-14-3 沢井市民センタープール 青梅市沢井 2-727-1 ※沢井市民センタープールは、どなたでも無料です。	住友金属鉦山アリーナ 青梅 (青梅市総合体育館) 電話 0428-24-7721 水泳場開場期間中は各 水泳場にて対応 東原水泳場 0428-31-7488 わかぐさ公園こどもプ ール 0428-32-5353 沢井市民センタープ ール 0428-78-8873
青梅鉄道公園		入場料：無料 所在地 青梅市勝沼 2-155	青梅鉄道公園 電話 0428-22-4678
青梅市吉川英治記念館		入館料：無料 ※介助者（1名）も無料です。 所在地 青梅市柚木町 1-101-1	青梅市吉川英治記念館 電話 0428-74-9477

※上記以外の施設については、直接施設へお問い合わせください。



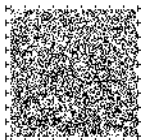
11. 選挙

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
郵便等投票	<p>《郵便等による不在者投票》</p> <p>次のいずれかの障害を有する方で、自ら投票の記載ができる方</p> <p>①両下肢・体幹・移動機能障害 … 1級または2級</p> <p>②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 … 1級または3級</p> <p>③免疫・肝臓機能障害 … 1級から3級</p>	投票所に行くことの困難な方は、事前に「郵便等投票証明書」(7年ごとに更新)の交付を選挙管理委員会で受けておきますと、自宅などで投票(郵便等による不在者投票)ができます。	投票用紙の請求は投票日の4日前までです。	選挙管理委員会事務局 内線 2601
	<p>《郵便等による不在者投票における代理記載制度》</p> <p>郵便等による不在者投票をすることができる方で、次の障害を有する方</p> <p>①上肢機能障害または視覚障害 … 1級</p>	上記のうち、自ら投票の記載ができない方は、代理で記載をさせることができます。(選挙管理委員会へ事前の申請が必要です。)		
選挙公報 音声版「選挙 のお知らせ」	市内在住の視覚障害者(「声の広報」利用者)	選挙公報の内容を録音したCD(ダイジー方式)を送付します。	ダイジー方式で録音したCDを利用するには専用のCD再生機が必要です。	選挙管理委員会事務局 内線 2601
代理投票	身体が不自由等の理由により自書できない方	投票所において本人の申し出により係員が代筆します。		各投票所
点字投票	視覚障害を有し、点字での投票を希望する方	投票所において本人の申し出により点字で投票できます。		各投票所



12. 職業

制 度	対 象 者	内 容	窓 口 ・ 手 続
青梅市障害者就労支援センター	市内に居住する障がい者等であって、次のいずれかに該当する方 ①一般企業への就労を希望する15歳以上の方 ②市内の福祉施設や小規模作業所等の福祉的就労に就いている方で一般企業への就労を希望する方 ③企業・事業所等の在職している方等	次に規定する就労面および生活面の支援を一体的に提供し、また、本事業を円滑に進めていくためのその他の支援を行う。 ①就労面の支援 ・職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援 ・離職時の調整および離職後の支援 ②生活面の支援 ・日常生活の支援、職業生活継続支援、社会生活支援、将来設計自己決定支援 ③その他の支援 ・インターネットを活用した就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成、障害者就労の活性化、雇用の啓発、(地域開拓促進コーディネート業務)	青梅市障害者就労支援センター 電話 0428-25-8510 FAX 0428-25-8512 障がい者福祉課 相談支援係 内線 2133・2134
東京障害者職業能力開発校	職業的自立が見込め、障害もしくは症状が安定しており、1日8時間の訓練を継続して受けられ、かつ公共職業安定所に求職登録をしている方 ※身体・知的障害以外の方は要相談	就職に必要な技能と訓練を行います。 所在地 小平市小川西町 2-34-1	ハローワーク青梅 電話 0428-24-8609 東京障害者職業能力開発校 電話 042-341-1411
重度身体障害者在宅パソコン講習	次のいずれにも該当する方 ①都内に居住し身体障害者手帳1～3級で高校卒業程度の学力を有する方 ②在宅で週4日以上、1日おおよそ4～6時間の訓練に耐えられる方	①在宅学習 ア プログラムに添って在宅学習 イ パソコン通信による質疑応答 ウ 指導員の巡回指導 ②コンピュータの基礎知識およびプログラミング実習 ③講習期間 2年間 ④対象者数 各年 5名	東京コロニー職能開発室 電話 03-6914-0859 FAX 03-6914-0869
あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師資格養成事業	都内に原則として1年以上居住する15歳以上の方で、次のいずれにも該当する方 ①身体障害者手帳を所持する視覚障害者 ②義務教育を修了した方(専門課程は高等学校を卒業した18歳以上の方)	①高等課程(5年) あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科 ②専門課程(3年) あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科 ※新入生の募集は行っていない場合がありますので、お問い合わせください。	ヘレン・ケラー学院 電話 03-3200-0525
製造たばこ小売販売業の許可	身体障害者手帳所持者	製造たばこ小売販売業の許可申請にあたり、身体障害者福祉法第4条に規定する障害者の方は、許可基準が緩和されます。 緩和により許可を受けた方は、原則として自らたばこ販売業に従事する必要があります。	関東財務局 理財部理財第3課 電話 048-600-1121



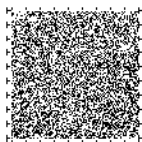
13. その他の福祉サービス

(1) 日常生活の支援（市事業以外）

制度	対象者	内 容						窓口・手続			
生活福祉資金の貸付	<p>身体障害者手帳愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯</p> <p>現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方の属する世帯</p> <p>障害者の方のために貸付が必要な状況であること</p> <p>返済の見通しがたつ世帯</p>	<p>社会福祉協議会では、生活福祉資金の一つとして、障害者へ次のような貸付制度を設けています。</p>									
		資金の種類	内容説明	貸付限度	返済期限	据置期間	保証人	利子	<p>青梅市社会福祉協議会へお申込みください。</p> <p>青梅市社会福祉協議会 電話 0428-22-1233</p> <p>貸付制度の詳細については、青梅市社会福祉協議会にお問い合わせください。 なお、生活保護受給中の方は生活福祉課へご相談ください。</p> <p>生活福祉課 保護第一係～ 保護第四係 内線 2194～2199</p>		
		福祉資金	福祉費	住居の移転等に必要な経費	50万円以内	3年以内	6ヶ月以内	原則必要だが、無利子、無手数料、無年		1.5%	
				障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内	8年以内					
				住宅の増改築補修等に必要な経費	250万円以内	7年以内					
				福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	8年以内					
				障害者サービス等を受けるために必要な経費	170万円以内	5年以内					※当該サービスを受給するために必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が、1年以内の場合のみ対象となります。
				就職の支度に必要な経費	50万円以内	3年以内					
				生業(自営業)を営むために必要な経費	460万円以内(注)	9年以内					(注)別途条件がありますので、お問い合わせください。
				技術習得に必要な経費	※技術習得期間ごとに設定	8年以内					
障害者用自動車の修理に必要な経費	50万円以内			3年以内							
<p>※貸付には審査があります。審査の結果により、貸付ができない場合もありますので御了承ください。</p>											



制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
身体障害者 補助犬の給付	都内におおむね1年以上 居住する18歳以上の在宅 の方で ①盲導犬 視覚障害者1級の方 ②介助犬 肢体不自由1～2級の方 ③聴導犬 聴覚障害2級の方	補助犬の給付は無償 ※ただし、訓練に係る旅 費、食費等および補助犬 の飼育、管理、治療等に 係る一切の経費について は自己負担となります。	次の方は対象外となり ます。 ①借家、借間等に居住 している方で、家主 または管理者の承諾 が得られない方。 ②補助犬を適切に利用 飼育できない方。 ③世帯の所得税額が、 平均月額77,000円以 上の方。	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
家庭生 活訓 練事 業	都内に居住し、家庭内 における日常生活活動に著 しい制限を受けている在 宅の視覚障害者	家事の基本、趣味や教養、 生活設計等、家庭生活に必 要なものの講習 費用：無料 ※教材費等は受講者負担		東京都盲人福祉協会 電話 03-3208-9001
盲青年等 社会生活教室 開催事業	都内に居住する視覚障害 をもつ青年および高齢者 で身体障害者手帳を所持 する方	社会生活に必要な知識の 習得や体験交流が行える 場を設ける。 生活設計・職業・健康管 理・レクリエーション等 費用：無料 ※教材費等は受講者負担		東京都盲人福祉協会 電話 03-3208-9001
重度身体障 害者等救急 通報システ ム事業	都内に住所を有し、ひと り暮らし等の18歳以上65 歳未満の在宅者で、次の いずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の1～ 2級の方 ②その他青梅市長が特に 必要と認める方	家庭内で病気や事故等の 緊急事態に陥ったとき、無 線通報器等を押すだけで 東京消防庁等に通報され、 近隣のボランティア等を 中心とした地域協体制 により、速やかな救助を行 います。(所得に応じて自 己負担があります。)		障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
自動車運 転免 許の無 料 教 習	18歳以上の身体障害者 の方で次のいずれにも該 当する方 ①公共職業安定所に求職 登録してある方 ②運転免許試験場での運 転適性検査に合格した方 ③身体障害者運転能力開 発訓練センターが入所を 認めた方	厚生労働省から委託され た「身体障害者運転能力開 発訓練センター」で3ヶ月 の技能教習と学科教習が 無料で受けられます。 (入所料、教本代も無料 ですが検定料などは必要 となります。) ※入所日は1、4、7、10 各月の月初め、申込み締切 は前月の15日までです。 訓練期間は3ヶ月です。 宿泊施設もあります。		東園自動車教習所 (身体障害者運転能力 開発訓練センター) 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46 電話 048-481-2711 FAX 048-481-6578 https://www.azumaen.o r.jp
オストメイト 社会適 応訓 練	人工肛門または人工膀胱 を永久的に造設した方	皮膚管理、ストマ管理、社 会復帰にかかる諸問題に ついての講習 費用：無料 ※テキスト代は自己負担		(社)日本オストミー協会 ・東京支部(火・金) 電話 03-5272-3550 ・三多摩支部(月・木) 電話 03-3205-0248

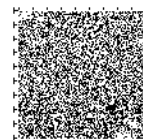


(2) コミュニケーション支援

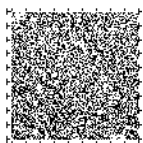
制 度	対 象 者	給付の内容等	窓口・手続
点字図書製作・貸出等	視覚障害者等および視覚障害関係の団体、学校、施設	点字図書を製作し、資料の貸し出し、配信、ダウンロードを無料で行う。	日本点字図書館 電話 03-3209-0241 利用登録の手続が必要。
希望点字図書製作	都内在住・在勤・在学の視覚障害者	個人利用者から希望があった活字資料を点訳し提供する。 ※ただし、原本、点字用紙、製本費は自己負担	
声の図書製作・貸出等	視覚障害者等および視覚障害関係の団体、学校、施設	デジタイズ図書による録音図書を製作し、資料の貸し出し、配信、ダウンロードを無料で行う。ただし、デジタイズ図書を再生するためには、専用の再生機が必要。	
希望声の図書製作	都内在住・在勤・在学の視覚障害者	個人利用者から朗読希望のあった活字資料を録音し提供する。 ※ただし、原本、CD等の費用は自己負担	
視覚障害者用図書レファレンスサービス	視覚障害者等および視覚障害関係の団体、学校、施設	視覚障害者用図書に関する情報提供。	
点字図書給付（日常生活用具等給付事業）	原則として学齢児以上の身体障害者手帳（視覚障害）所持者	雑誌を除く点字図書の製作・給付。年間6タイトルまたは24巻まで。（原本相当額は自己負担） ※給付図書発行証明書が必要。 （点字図書出版施設発行）	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
点字・録音刊行物作成配布	18歳以上の身体障害者手帳（視覚障害）所持者	都の刊行物から社会生活を営む上で必要な情報知識をまとめ配布します。	東京都盲人福祉協会 電話 03-3208-9001
広報東京都（点字版・テープ版）	視覚障害者で希望する方	都の政策やお知らせなどの都政情報を提供するため毎月発行し、無料で直接郵送します。	生活文化局 広報課出版担当 電話 03-5388-3093
都議会だより（点字版・テープ版）	視覚障害者で希望する方	都議会の活動内容を知らせるため、年4回発行し、無料で直接郵送します。	議会局管理部広報課 電話 03-5320-7126
点字広報録音広報	18歳以上の身体障害者手帳（視覚障害）所持者	国の行政、その他公的な情報を各点字図書館等に配布します。 費用：無料	日本視覚障害者団体連合 電話 03-3200-0011
点字訪問指導	原則として都内に在住の18歳以上の身体障害者手帳（視覚障害）所持者	点字指導員が家庭などを訪問して指導します。 費用：無料	東京都盲人福祉協会 電話 03-3208-9001
視覚障害者日常生活情報点訳サービス	都内居住または在勤の身体障害者手帳（視覚障害）所持者	日常生活上必要とする情報の点訳・墨訳または対面朗読およびFAXによる電話朗読サービスを行います。ただし、図書館や点字図書館で取り扱っているものまたは営利に関するものを除く。 費用：無料 ※ただし、対面朗読時のテープ代、FAXによる電話朗読時の電話の費用等は自己負担	東京都障害者福祉会館 電話 03-3455-6321 FAX 03-3453-6550

※青梅市中央図書館でも、点字図書やデジタイズ図書専用の再生機の貸し出しをしています。また、読み聞かせサービスも実施しています。ご利用にはハンディキャップサービスの登録が必要です。

《青梅市中央図書館》 青梅市河辺町10丁目8番地の1 電話 0428-22-6543



制 度	対 象 者	給付の内容等	窓口・手続
点字による 即時情報 ネットワーク	都内在住者の視覚障害者	毎週月～金、新聞記事や福祉情報などの抜粋記事を点字誌にして郵送配布しています。(有料)メール版も配信しています。	東京都盲人福祉協会 電話 03-3208-9001
	都内在住者または在勤(学)の身体障害者手帳(視覚障害)所持者	電話ナビゲーションシステムによる音声での提供。	電話ナビゲーション 東京支局 電話 0570-02-1802
盲ろう者通訳 介助者派遣	都内に住所を有する盲ろう者 (視覚障害と聴覚障害を重複して持つ身体障害者(児)であって、身体障害者手帳を所持する者)	盲ろう者のコミュニケーション手段および移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣します。 費用：無料 ※ただし、外出に必要な交通費は、通訳・介助者分も含めて利用者負担	東京盲ろう者友の会 電話 03-3864-7003 FAX 03-3864-7004
読話講習会	18歳以上の都内在住の中途失聴・難聴者で身体障害者手帳所持者	読話技術の指導を行い、健聴者とのコミュニケーション技術の習得を図ります。 費用：無料 ※ただし、教材費は自己負担	東京手話通訳者等派遣センター 電話 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868
コミュニケーション 機器の貸出し	都内在住の身体障害者手帳(聴覚障害)所持者およびその保護者、または都内の聴覚障害者団体等	貸出し機器 ・オーバーヘッドプロジェクター ・磁気ループ ・ビデオプロジェクター 費用：無料 ※ただし、運搬費用等は自己負担 期間：10日間	東京手話通訳者等派遣センター 電話 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868
要約筆記者 の派遣	①聴覚障害者団体 ②身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者のうち手話を理解できない方	健聴者等との意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。 費用：無料	東京手話通訳者等派遣センター 電話 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868
中途失聴者 難聴者 手話講習会	都内在住、在勤の中途失聴者および難聴者	簡単な意思交流が可能な程度の手話技術についての講習 費用：無料 ※ただし、テキスト代は自己負担	福祉保健局 障害者施策推進部 計画課社会参加推進担当 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
字幕入ビデオ テープ・DVD の制作・貸出	聴覚障害者(児)、およびその保護者、または聴覚障害者関係団体、東京都の関係機関および区市町村	映画やテレビ番組等に字幕を挿入したビデオテープ・DVDの制作・貸出。 費用：無料 ※ただし、返却時の送料は自己負担 期間：手渡しの場合、その日から2週間 郵送の場合、手元に届いてから2週間 貸出本数：1回につき6本まで。	聴力障害者情報文化センター 電話 03-6833-5004 FAX 03-6833-5005
喉頭摘出者 発声訓練	都内に居住する喉頭摘出者	疾病等で喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方を対象に、発声訓練を行います。 ①食道発声訓練 ②電動式人工喉頭および携帯用会話補助装置による発声訓練 ③その他必要な訓練 ※入会費、年会費、教材費等がかかります。	銀鈴会 電話 03-3436-1820 FAX 03-3436-3497
吃音者発声 訓練	都内に居住、通勤または通学する15歳以上の吃音者	吃音者に対し、言語の発声訓練等を実施します。 ①発声訓練 ②話し方研究 ③グループワーク ④よりよい人間関係のための研究 ⑤その他必要な訓練 ※年会費、テキスト代等がかかります。	東京言友会 電話 03-3942-9436

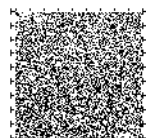


(3) 社会参加

制 度	対 象 者	給付の内容等	窓口・手続
東京都障害者 休養ホーム 事 業	都内に在住する身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者およびその付添者（助成を受けられるのは手帳所持者1人につき介護者1人）	指定施設の利用の際、1泊につき次の額を限度として宿泊利用料の一部を助成します。 （助成上限額） ・手帳所持者 大人 6,490 円 小人 5,770 円 ・付添者については 大人 3,250 円 助成回数に制限があります。 （年度1人2泊） ※前年度の繰り越しはできません。	パンフレット、申込書は、障がい者福祉課の窓口にあります。 障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132 日本チャリティ協会 電話 03-3353-5942 FAX 03-3359-7964 (FAXは聴覚障害者専用)

(4) その他

制 度	対 象 者	内 容 等	窓 口
障害者虐待 防 止 事 業	養護者による障害者虐待を受けた方、またはそれを見たり聞いたりした方	【虐待の種類】 ①身体的虐待 身体に暴行を加えること。または正当な理由がなく身体を拘束すること。 ②性的虐待 わいせつな行為をすること。またはわいせつな行為をさせること。 ③心理的虐待 暴言または拒絶的な対応、その他心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ネグレクト（放棄・放任） 衰弱させるような減食、または長時間の放置、上記の①～③に掲げる虐待行為の放置など、養護をおこたること。 ⑤経済的虐待 財産を不当に処分すること。またはその他不当に財産上の利益を得ること。	障がい者サポートセンター 電話 0428-30-0152 【受付時間】 平日・土曜日・祝日 午前9時～午後6時 日曜日 午前9時～午後5時 ※毎月第3月曜日休館日 (祝日の場合は翌日が休館)
	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた方、またはそれを見たり聞いたりした方		障がい者福祉課 相談支援係 内線 2133・2134 認定サービス係 内線 2135・2136 【受付時間】 平日 午前8時30分～ 午後5時15分 ※上記受付時間外で緊急の場合は、市役所に電話し、障害者虐待に関する連絡と伝えてください。
	使用者による障害者虐待を受けた方、または、それを見たり聞いたりした方		(18歳未満の障害児) 立川児童相談所 電話 042-523-1321 【受付時間】 平日 午前9時～午後5時 ※上記以外の時間帯については、児童相談所虐待対応ダイヤル 189 で対応



14. 障害者のための市外・市内の公共機関

●東京都心身障害者福祉センター

心身に障害のある方が抱えている医療・教育・職業等のさまざまな問題について、専門職員が相談にあたりるとともに、社会生活に必要な指導・訓練等を行う総合的なサービスセンターです。主な業務に、身体障害者手帳や愛の手帳の相談・補装具判定などがあります。

＜東京都心身障害者福祉センター＞
 〔所在地〕 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1
 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）
 12～15階
 〔電話〕 03-3235-2946
 〔FAX〕 03-3235-2968



＜多摩支所＞
 〔所在地〕 〒186-0003 国立市富士見台2-1-1
 〔電話〕 042-573-3311
 〔FAX〕 042-576-5295



●東京都立川児童相談所

児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理司や医師などの専門スタッフが、お子さん（0歳から18歳未満）に関する相談を受けています。

また、18歳未満の方の愛の手帳取得のための判定は、児童相談所で行いますので、直接予約・申し込みをしてください。

〔所在地〕 〒190-0023
 東京都立川市柴崎町2-21-19
 東京都立川福祉保健庁舎3階
 〔電話〕 042-523-1321（代）
 〔FAX〕 042-526-0150
 〔電話相談室〕 03-3366-4152
 ※相談は匿名でもかまいません。

＜東京都立川児童相談所＞




●東京都西多摩保健所

8市町村（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）から成る二次保健医療圏（西多摩保健医療圏）の地域保健医療の事業を実施しております。

〔所在地〕 青梅市東青梅 1-167-15

〔電話〕 0428-22-6141

〔FAX〕 0428-23-3987



●青梅市障がい者サポートセンター

障がいのある方やその御家族の方、障害者団体の方々の活動拠点としてご利用いただく施設です。このサポートセンターでは、障がいのある方やその御家族の方からのさまざまな相談に対応する相談支援事業（一般相談・発達障害支援事業・高次脳機能障害者支援事業等）や障がいのある方々への地域活動支援センター事業（創作活動や軽作業等）、障害者団体の方々への会議室等の貸出し、交流室の提供等を幅広く実施しております。

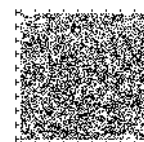
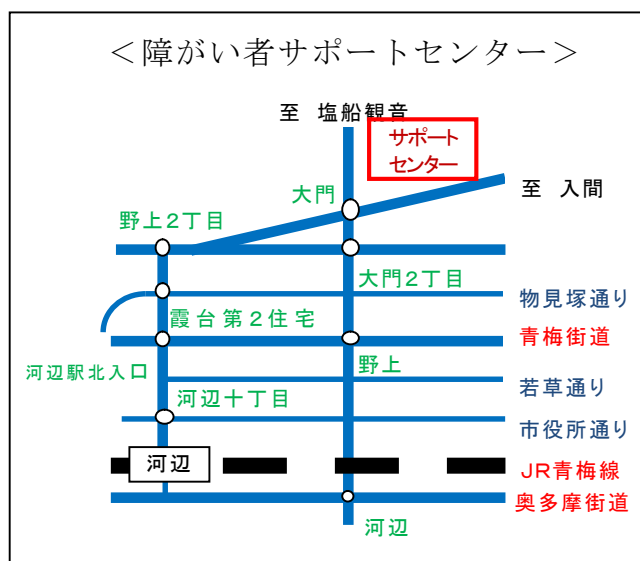
なお、河辺駅南口からサポートセンターまでの、送迎車両の運行を行っております。送迎車両のご利用を希望される方は、サポートセンターへお申し込みください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

〔所在地〕 青梅市大門 2-261-1

〔電話〕 0428-30-0152

〔FAX〕 0428-30-0153



●税に関する相談窓口

心身に障害のある方、またはその方と生計を同じくする方の各種税金等の軽減について取り扱っています。

制 度	問い合わせ窓口	電話番号	所在地
所得税等の軽減	青梅税務署	0428-22-3185	青梅市東青梅4-13-4
住民税の軽減	青梅市役所 課税課市民税係	0428-22-1111 内線 2172・2173・2174	青梅市東青梅1-11-1
軽自動車税の軽減	青梅市役所 課税課庶務係	0428-22-1111 内線 2171	
自動車税の軽減	東京都自動車税コールセンター	03-3525-4066	

●青梅市障害者就労支援センター

地域にお住いの障がいのある方が、一般就労を目指しがんばるとき、ご希望や個性を大切にしながら、その方らしい地域生活が実現していけるようお手伝いしています。

〔所在地〕 青梅市東青梅1-2-5

東青梅センタービル3階

〔電 話〕 0428-25-8510

〔F A X〕 0428-25-8512



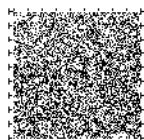
●ハローワーク青梅

障害者の職業紹介と相談、職業訓練校の紹介などを行っています。

ハローワーク青梅 分庁舎

〔所在地〕 青梅市東青梅3-20-7

〔電 話〕 0428-24-8609

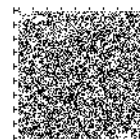
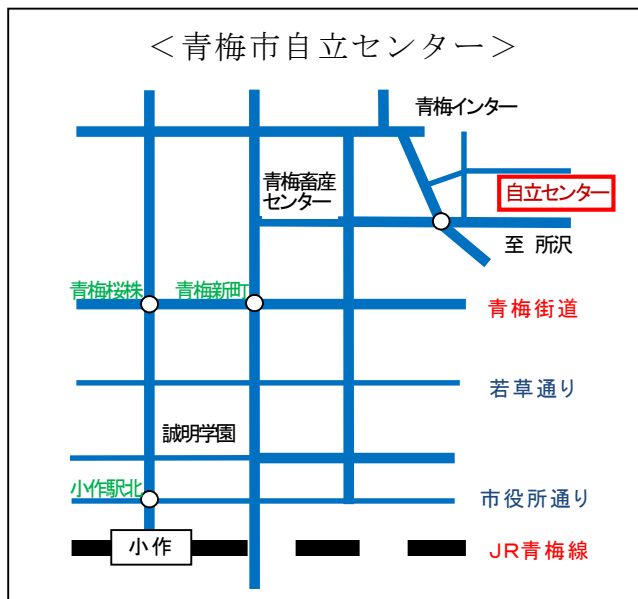


● 青梅市自立センター

心身障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労や生産活動の場を提供したり、日常生活の支援などを行う通所施設です。

〔所在地〕 青梅市今井5-2434-2

〔電話〕 0428-32-1631



15. 市内にある障害者（児）のための事業所

【居宅介護】

※令和5年2月1日現在

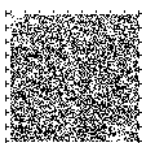
事業所名	住所	電話番号	身体	知的	児童	精神	難病
ここひろヘルパー	藤橋 2-614-18	0428-78-2455	○	○	○	○	○
有限会社アイケアーサービス青梅	東青梅 1-7-8	0428-22-2339	○	○	○	○	○
訪問介護事業所 あゆみえん	新町 9-2153-3	0428-30-7333	○	○	○	○	○
ニチイケアセンター河辺	河辺町 6-5-9	0428-20-1533	○	○	○	○	○
医療法人社団 和風会 ファーストケア	新町 1-43-12	0428-31-2021	○	○		○	○
サポートセンター エンゼルランプ	仲町 253-1-401号	0428-23-6841		○			
ウェルビーケアセンター	友田町 2-113-1	0428-27-1916	○	○	○	○	○
ポラリス	裏宿町 660	0428-27-1734	○	○	○	○	
青い鳥	長淵 5-773	0428-22-8857	○	○	○	○	○
ケアサポート 泉	新町 4-18-9 内田マンション 201	0428-30-3388	○	○	○	○	○
もみの木	東青梅 6-2-29 カーサヤマ 102号	0428-78-3691	○	○	○	○	○
MIHALCO ケアセンター	河辺町 10-11-15 ヴィンナリキ 306	0428-84-0813	○	○	○	○	○

【重度訪問介護】

事業所名	住所	電話番号
ここひろヘルパー	藤橋 2-614-18	0428-78-2455
有限会社アイケアーサービス青梅	東青梅 1-7-8	0428-22-2339
訪問介護事業所 あゆみえん	新町 9-2153-3	0428-30-7333
ニチイケアセンター河辺	河辺町 6-5-9	0428-20-1533
ポラリス	裏宿町 660	0428-27-1734
青い鳥	長淵 5-773	0428-22-8857
ケアサポート 泉	新町 4-18-9 内田マンション 201	0428-30-3388
MIHALCO ケアセンター	河辺町 10-11-15 ヴィンナリキ 306	0428-84-0813
医療法人社団 和風会 ファーストケア	新町 1-43-12	0428-31-2021

【行動援護】

事業所名	住所	電話番号	知的	児童	精神	難病
ポラリス	裏宿町 660	0428-27-1734	○	○	○	
もみの木	東青梅 6-2-29 カーサヤマ 102号	0428-78-3691	○	○	○	○



【同行援護】

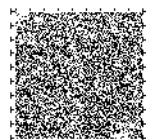
事業所名	住所	電話番号	身体	児童	難病
有限会社アイケアーサービス青梅	東青梅 1-7-8	0428-22-2339	○	○	○
ポラリス	裏宿町 660	0428-27-1734	○	○	
青い鳥	長淵 5-773	0428-22-8857	○	○	○
もみの木	東青梅 6-2-29 カサヤマ 102 号	0428-78-3691	○	○	○
訪問介護事業所 あゆみえん	新町 9-2153-3	0428-30-7333	○	○	○

【施設入所支援】

事業所名	住所	電話番号	聴覚・言語	知的
たましろの郷	長淵 5-1420-2	0428-20-0722	○	
青梅学園	新町 1-8-2	0428-31-4800		○
花の里	長淵 5-1080-2	0428-25-1641		○
友愛学園成人部	成木 2-130-2	0428-74-4192		○

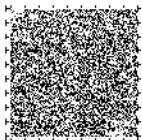
【短期入所】

事業所名	住所	電話番号	身体	知的	児童	精神	難病
多機能型支援施設ほたるの里	長淵 5-1086	0428-25-1200				○	
青梅学園	新町 1-8-2	0428-31-4800		○			
花の里	長淵 5-1080-2	0428-25-1641		○			
友愛学園児童部	成木 2-107	0428-74-5453		○	○		
たましろの郷	長淵 5-1420-2	0428-20-0722	○				
クリード青梅SS	今井 3-30-7	0428-30-7103	○	○		○	
クリード青梅新町SS	新町 7-54-6	0428-33-1256	○	○		○	
友愛学園成人部	成木 2-130-2	0428-74-4192		○			
自立支援塾かべSS	東青梅 4-19-5 自立支援塾かべ	0428-84-2912		○		○	
自立支援塾おざくSS	*	0428-34-9193		○		○	
はんずホームα	大柳町 1552-5	0428-27-0103		○			
ケアホーム南風	野上町 2-18-13	0428-31-4800		○			
グループホームふわふわ青梅	今井 3-24-1	0428-78-2530	○	○	○	○	○
ふらっとはんず	畑中 1-20-1 ワコレレカ [®] ンス青梅	0428-27-0103		○			



【共同生活援助（グループホーム）】

事業所名	住所	電話番号
あすなろ	成木 2-88-1	0428-74-7644
すてっぷ小中尾	成木 2-392-4	0428-74-7377
そらふね	東青梅 5-10-21 グローリィ東青梅	0428-74-4192
やまなみ	二俣尾 3-917-1	0428-78-8980
ゆいの風 秋桜	富岡 1-179-2	0428-74-5551
クリード青梅ユニット1	千ヶ瀬町 5-596-1 1階	0428-84-0539
クリード青梅ユニット2	千ヶ瀬町 5-596-1 2階	0428-84-0539
クリード青梅新町 ユニット1	新町 7-54-6	0428-33-1256
クリード青梅新町 ユニット2	新町 7-54-6 2階	0428-33-1256
ケアホーム南風 つつじ	野上町 2-18-13	0428-31-4800
ケアホーム南風 しょうぶ	野上町 2-18-13	0428-31-4800
日向の家 Aユニット	日向和田 3-676-3	0428-22-2077
日向の家 Bユニット	日向和田 3-676-3	0428-22-2077
畑中たましろ荘	畑中 3-867-38	0428-20-0722
ハートランド ルナ	東青梅 1-13-1 ベリッジフォート東青梅 2F	0428-25-0070
ハートランド クー	東青梅 1-13-1 ベリッジフォート東青梅 3F	0428-25-0070
ハートランド サン	東青梅 2-1-1	0428-84-0806
ハートランド ムーン	東青梅 2-1-1	0428-84-0806
らぼーる青梅	今井 1-476-13	0428-27-3122
らぼーる青梅2	長淵 6-418-5	0428-27-4037
らぼーる森下町	森下町 448-6	0428-27-3746
元気に	長淵 7-295-14	0428-22-4171
あそしえ青梅	千ヶ瀬町 4-348-1 ドミトリー山根	0428-21-7237
あそしえ青梅Ⅲ	師岡町 4-7-41 リナシメント河辺	0428-21-7237
あそしえ青梅Ⅳ	師岡町 4-7-41 リナシメント河辺	0428-21-7237
あそしえ青梅河辺Ⅲ	師岡町 4-7-41 リナシメント河辺	0428-21-7237
あそしえ青梅河辺	河辺町 5-10-6 キャッスル河辺	0428-21-7237
あそしえ青梅河辺Ⅱ	河辺町 5-10-6 キャッスル河辺	0428-21-7237
あそしえ青梅河辺Ⅳ	河辺町 5-10-6 キャッスル河辺	0428-21-7237
青梅ハーモニーホーム1	畑中 3-699-7	0428-16-2737
青梅ハーモニーホーム3	河辺町 2-964-4	0428-16-2737
るりいろ	河辺町 6-27-4 アルカディアⅡ	0428-23-5575
なないろ	河辺町 4-15-7 サンアベニュー河辺	0428-23-5575
ひまわり ジェミニ	木野下 2-175 ベリッジフォート木野下Ⅱ 1F	0428-78-0701
ひまわり カプリコーン	木野下 2-175 ベリッジフォート木野下Ⅱ 2F	0428-78-0701
ひまわり アリエス	木野下 2-176-1 ベリッジフォート木野下Ⅰ 1F	0428-78-0701
ひまわり タウラス	木野下 2-176-1 ベリッジフォート木野下Ⅰ 2F	0428-78-0701



事業所名	住所	電話番号
はんずホームおおやな	大柳町 1552-5	0428-27-1233
はんずホームぼてと	新町 3-69-2-1F	0428-27-0103
はんずホームきゃろっと	新町 3-69-2-2F	0428-27-0103
ゆらりホーム フォレスタ	畑中 3-871-7	0428-84-0565
ゆらりホーム わん	駒木町 1-800	080-1091-9356
ゆらりホーム にゃん	駒木町 1-800	080-1091-9356
アヴェニール1	野上町 2-279-13	070-1470-6072
アヴェニール2	野上町 2-279-15	070-1470-6072
アヴェニール3	今寺 3-375-12	070-1470-6072
アヴェニール4	今寺 3-375-11	070-1470-6072
アヴェニール5	大門 1-572-2	070-1470-6072
グループホームふわふわ青梅A	今井 3-24-1 1階	0428-78-2530
グループホームふわふわ青梅B	今井 3-24-1 2階	0428-78-2530
カラーズ 藍色	今寺 4-24-11	0428-78-2501
カラーズ 藤色	今寺 4-24-11	0428-78-2501
カラーズ 空色	今寺 4-24-43	0428-78-2501
カラーズ 桜色	今寺 4-24-43	0428-78-2501
ふれんず もろおか2	師岡町 4-10-2 シティハイツ河辺	0428-84-0973
フレンズともだ	*	0428-36-9447
フレンズかべ4	*	0428-36-9161
フレンズくれよん	*	0428-36-9161
フレンズ もろおか	*	0428-84-0973
フレンズ ちがせさん	*	0428-27-3082
フレンズ ちがせくん	*	0428-27-3082
自立支援塾GHおざく1	*	0428-34-9193
自立支援塾GHおざく2	*	0428-34-9193
自立支援塾かべ1	*	0428-84-2912
自立支援塾かべ2	*	0428-84-2912
自立支援塾GHきのした	*	0428-78-2630
グループホームワンステップ 第1 青梅市ユニット	*	0428-25-0080
ブルーシャトー	*	0428-74-7345
アライブホーム1	*	0428-84-2901



【生活介護】

事業所名	住所	電話番号	身体	聴覚	知的	精神	難病
かすみの里	新町 1-8-1	0428-30-7055			○		
たましろの郷	長淵 5-1420-2	0428-20-0722		○			
花の里	長淵 5-1080-2	0428-25-1641			○		
青梅学園	新町 1-8-2	0428-31-4800			○		
青梅市自立センター 生活介護事業所	今井 5-2434-2	0428-32-1631	○		○	○	
いいあさファーム	成木 3-315-7	0428-85-8676			○	○	
友愛学園成人部	成木 2-130-2	0428-74-4192			○		
ふれありびんぐ	千ヶ瀬町 4-572-6	0428-78-3310			○		
すずらん	今井 1-43-1	0428-34-9310	○	○	○	○	
生活介護通所事業所 青のなごみ	長淵 7-318	0428-84-2753			○		

【自立訓練（生活訓練）】

事業所名	住所	電話番号	身体	知的	精神	難病
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵 5-1086	0428-25-1200			○	
アライブデイケアセンター	東青梅 1-8-1 3F	0428-84-2901	○	○	○	○

【宿泊型自立訓練】

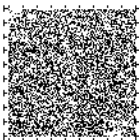
事業所名	住所	電話番号	身体	知的	精神
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵 5-1086	0428-25-1200			○

【就労移行支援（一般型）】

事業所名	住所	電話番号	身体	知的	精神
ジョイントワークひこばえ	大門 2-259-3	0428-32-8757			○
青梅市自立センター 就労支援事業所	今井 5-2434-2	0428-32-1631	○	○	○
青梅福祉作業所	千ヶ瀬町 3-393-4	0428-23-3612		○	

【就労継続支援（A型）】

事業所名	住所	電話番号	身体	知的	精神	難病
アルホープ	東青梅 5-3-4 アルポント2階	0428-24-3612		○	○	

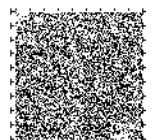


【就労継続支援（B型）】

事業所名	住所	電話番号	身体	知的	精神	難病
かすみの里	新町 1-8-1	0428-30-7055		○		
ジョイントワークひこばえ	大門 2-261-1	0428-32-8757			○	
なかま亭	今寺 4-6-25	0428-32-8825		○		
ポラリスワーク	富岡 1-168	0428-74-9124		○		
すずらん	今井 1-43-1	0428-34-9310	○	○	○	
いいあさファーム	成木 3-315-5	0428-85-8676		○	○	
青梅市自立センター 就労支援事業所	今井 5-2434-2	0428-32-1631	○	○	○	
和気あいあいグリーンハウス	東青梅 1-8-8 ケイ・コーナビル1階	0428-24-6825	○	○		
ダックス	黒沢 3-1778-1	0428-74-9546		○		
青梅福祉作業所	千ヶ瀬町 3-393-4	0428-23-3612		○		
自立支援塾ぱん工房	東青梅 2-18-5 セトル東青梅 106・107	0428-84-2421	○	○	○	○
B L U M E（ブルーメ）	野上町 4-4-5 藤村ビル1階	0428-30-7103	○	○	○	○
自立支援塾ぱん工房べんとう部	東青梅 4-19-5 自立支援塾かべ1階	0428-84-2912	○	○	○	○
olino wood	東青梅 4-3-1	0428-84-2975		○		
アルホープ	東青梅 5-3-4 アルポソテ1階	0428-24-3612		○	○	
就労継続支援B型事業所 悠	師岡町 4-12-18	0428-84-2177		○	○	

【就労定着支援】

事業所名	住所	電話番号	身体	知的	精神
青梅福祉作業所	千ヶ瀬町 3-393-4	0428-23-3612		○	
ジョイントワークひこばえ	大門 2-259-3	0428-32-8757			○



【障害児入所支援】

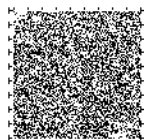
事業所名	住所	電話番号
友愛学園児童部	成木 2-107	0428-74-5453

【児童発達支援】

事業所名	住所	電話番号
ぷちぷちすばる	大門 2-281-1	0428-34-9702
もりもりの森	新町 2-10-17	0428-78-2535

【放課後等デイサービス】

事業所名	住所	電話番号
友愛こどもクラブとことこ	成木 2-107	0428-74-5453
きらきらすばる	大門 2-281-1	0428-34-9702
らんらんすばる	新町 3-20-3 ダイヤパレス 1階	0428-78-0955
ありえす	千ヶ瀬町 4-572-6	0428-78-3310
オルオルハウスかすみ	新町 1-43-6	0428-78-2437
オルオルネクストかべ	河辺町 5-23-7	0428-78-3567
オルオルアドバンスすえひろ	末広町 2-1-31	0428-78-2884
おひさま放課後デイサービス	新町 5-24-3	0428-27-9076
こどもプラス青梅教室	野上町 2-10-2 平沼ビル 1階 101	0428-84-0782
ポラリスキッズ	新町 7-5-5	0428-27-4860
ドリームボックス河辺	師岡町 4-11-1 ヴィラ・エイジ 101	0428-84-2350
selecta	野上町 3-2-9 ディアコートM・S 1階	0428-84-2810
このこのビレッジ青梅	東青梅 3-25-3	0428-84-0685
放課後等デイサービス Tomorrow	東青梅 1-4-11	0428-23-7346
放課後等デイサービス 彩	東青梅 1-4-4 コヤマビル 2階	0428-84-2012
わくプレ2	新町 1-4-17 アニバーサリー102	0428-78-0350
もりもりの森	新町 2-10-17	0428-78-2536
ルアナ	千ヶ瀬町 2-243-3 ソネット高野 1階西	0428-78-3503
放課後等デイサービス 彩 みどり	根ヶ布 1-685-4	0428-84-2142
selecta 河辺	河辺町 10-11-4 橋本ビル 102	0428-84-2950
SOUP	藤橋 3-9-33	0428-34-9567

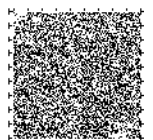


【一般相談支援事業】

事業所名	住所	電話番号
特定相談支援事業所だいもん	大門 2-261-1 青梅市障がい者サポートセンター内	0428-30-0152
相談支援事業所あゆみえん	成木 2-44	0428-74-7221
相談支援事業所おおぞら	成木 2-130-2	0428-74-4192
花の里	長淵 5-1080-2	0428-25-1641
相談支援事業所 くらやしき	新町 1-8-2	0428-78-2722
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵 5-1086	0428-25-1200

【特定相談支援事業】

事業所名	住所	電話番号	身体	知的	児童	精神	難病
特定相談支援事業所だいもん	大門 2-261-1 青梅市障がい者サポートセンター内	0428-30-0152	○	○	○	○	○
相談支援事業所おおぞら	成木 2-130-2	0428-74-4192	○	○	○	○	○
相談支援事業所 くらやしき	新町 1-8-2	0428-78-2722	○	○	○	○	○
花の里	長淵 5-1080-2	0428-25-1641		○			
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵 5-1086	0428-25-1200				○	
自立支援塾おうめ・相談室	東青梅 3-8-5 葵マンション 106	0428-84-0054	○	○		○	○
特定・障害児相談支援事業所じりつ	今井 5-2434-2	0428-32-1631	○	○	○	○	○
たましろセンター	長淵 5-1420-2	0428-20-0722	○				
相談支援センターわかば	大門 2-259-3	0428-34-9230	○	○	○	○	○
有限会社アイケアサービス青梅	東青梅 1-7-8	0428-22-2339	○	○	○	○	○
ケアプラン新町	新町 7-63-5 エルベール新町Ⅱ号館 133	0428-30-0085	○	○	○	○	○
ポラリス相談室	新町 7-5-5	0428-27-4178	○	○	○	○	
もみの木	東青梅 6-2-29 カーサオヤマ 102号	0428-78-3691	○	○	○	○	○
相談支援事業はんず	畑中 1-20-1 ワコーレエレガンス青梅 210	080-7601-0313	○	○	○	○	○
相談支援事業所はまなす	友田町 1-1010-24	0428-23-3522	○	○	○	○	○
きぼう	新町 1-4-17 アニバーサリー102	0428-78-0340	○	○	○	○	○
オルユニ	河辺町 5-29-38 キャッスルマンション河辺 204	0428-78-4622		○	○		
そらいろ相談支援事業所	野上町 4-3-17 マンションM & T 105	080-6888-3173				○	
ほめてこ・おうめ児童相談所	河辺町 7-11-57	0428-78-0600	○	○	○	○	



【障害児相談支援事業】

事業所名	住所	電話番号
相談支援事業所 くらやしき	新町 1-8-2	0428-78-2722
相談支援事業所おおぞら	成木 2-130-2	0428-74-4192
特定相談支援事業所だいもん	大門 2-261-1 青梅市障がい者サポートセンター内	0428-30-0152
特定・障害児相談支援事業所じりつ	今井 5-2434-2	0428-32-1631
有限会社アイケアーサービス青梅	東青梅 1-7-8	0428-22-2339
ケアプラン新町	新町 7-63-5 エルベール新町Ⅱ号館 133	0428-30-0085
ポラリス相談室	新町 7-5-5	0428-27-4178
もみの木	東青梅 6-2-29-102	0428-78-3691
相談支援事業はんず	本町 131 桑田ビル 4階	080-6756-4983
相談支援事業所 はまなす	友田町 1-1010-24	0428-23-3522
きぼう	新町 1-4-17 アニバーサリー102	0428-78-0340
オルユニ	河辺町 5-29-38 キャッスルマンション河辺 204号室	0428-78-4622
ほめてこ・おうめ児童相談所	河辺町 7-11-57	0428-78-0600

【地域定着支援事業】

事業所名	住所	電話番号
相談支援事業所 くらやしき	新町 1-8-2	0428-78-2722
花の里	長淵 5-1080-2	0428-25-1641
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵 5-1086	0428-25-1200

【地域移行支援事業】

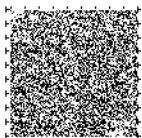
事業所名	住所	電話番号
相談支援事業所 くらやしき	新町 1-8-2	0428-78-2722
花の里	長淵 5-1080-2	0428-25-1641
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵 5-1086	0428-25-1200

【地域活動支援センター】

事業所名	住所	電話番号
青梅市障がい者サポートセンター	大門 2-261-1	0428-30-0152

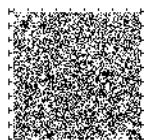
【障害者就労相談支援事業】


事業所名	住所	電話番号	身体	知的	児童	精神
青梅市障害者就労支援センター	東青梅 1-2-5 東青梅センタービル 3階	0428-25-8510	○	○		○

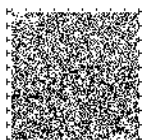


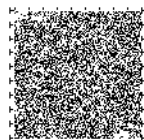
16. 障害者に関するシンボルマーク

内 容	マーク	窓口・問合せ
<p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p> <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>		<p>日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523</p>
<p>【身体障害者標識】</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>		<p>警察庁 TEL：03-3581-0141（代） 青梅警察署 TEL：0428-22-0110</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p> <p>普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されている人が、運転する車に表示するもので、表示しない場合は、道路交通法違反になります。（表示義務）</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>		<p>警察庁 TEL：03-3581-0141（代） 青梅警察署 TEL：0428-22-0110</p>
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> <p>世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>		<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL：03-5291-7885 FAX：03-5291-7886</p>
<p>【耳マーク】</p> <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>		<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046</p>
<p>【ほじょ犬マーク】</p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>		<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL：03-5253-1111（代）</p>



内 容	マーク	窓口・問合せ
<p>【オストメイトマーク】 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>		<p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団</p> <p>TEL: 03-3221-6672 FAX: 03-3221-6674</p>
<p>【ハート・プラスマーク】 「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>		<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p> <p>TEL: 080-4824-9928</p>
<p>【障害者雇用支援マーク】 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しく申し上げます。</p>		<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター</p> <p>TEL: 052-218-2154 FAX: 052-218-2155</p>
<p>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。（社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク） ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>		
<p>【ヘルプマーク】 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲に知らせることができるマークです。 ※ヘルプマークを身につけた方を見かけたら？ ・電車・バスの中では、席をお譲りください。 ・駅や商業施設等では、声をかけるなどの配慮をお願いします。 ・災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。</p>		<p>東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課</p> <p>TEL: 03-5320-4147</p>





～みんなで支え合い、つながる社会をめざして～



青梅市

